

第 124 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 57 回 残留農薬部会 (CCPR) 仮議題
4-(2)	第 57 回 残留農薬部会 (CCPR) 主な検討議題
5-(1)	第 28 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 仮議題
5-(2)	第 28 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 主な検討議題
6-(1)	第 49 回 総会 (CAC) 議題
6-(2)	第 49 回 総会 (CAC) 概要

第 124 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 8 年 8 月 27 日（木）

14:00 ～ 16:00

場所：AP 赤坂グリーンクロス B ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第57回 残留農薬部会（CCPR）
- ・ 第28回 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第49回 総会（CAC）

2. その他

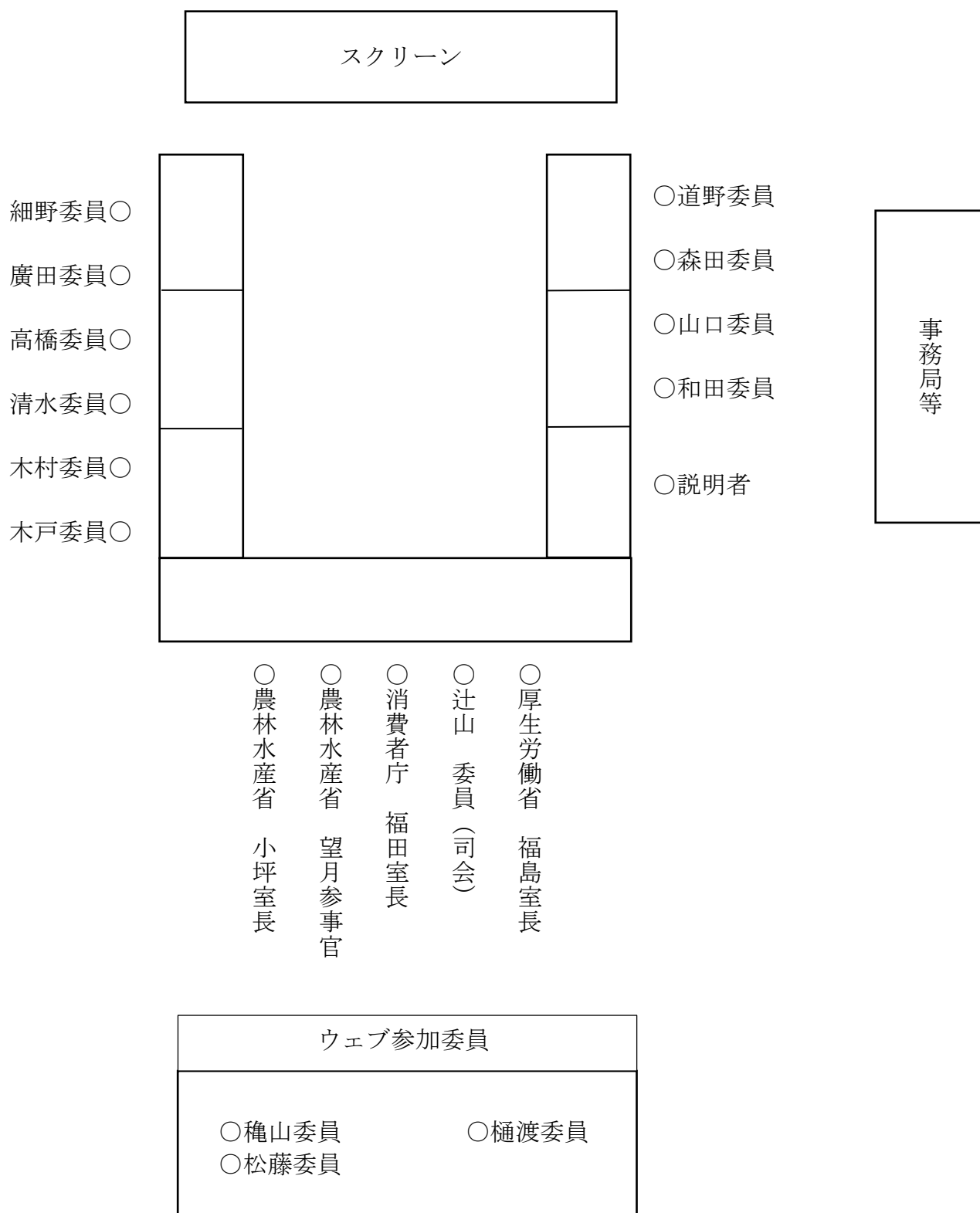
コーデックス連絡協議会委員

令和 8 年 6 月 1 日現在
(敬称略 50 音順)

あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
き ど 木戸	けいし 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら 木村	たまよ 代	主婦連合会 常任幹事
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 J ミルク 常務理事/ 国際酪農連盟 日本国内委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 専務理事
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策担当
ひ わたし 樋 渡	ゆ き 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 副委員長
ほその 細野	ひでかず 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
まつふじ 松藤	ひろし 寛	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
みちの 道野	ひでし 英司	公益社団法人日本食品衛生協会 常務理事
もりた 森田	ま き 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 参与
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 124 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 8 年 8 月 27 日（木） 14:00～16:00
AP 赤坂グリーンクロス B ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 57 回残留農薬部会

日時：(本会合) 2026 年 9 月 7 日 (月) ～ 9 月 10 日 (木)

(報告書採択) 9 月 12 日 (土)

場所：北京 (中国) (議長国：中国)

仮議題

1	仮議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2025 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で生じた特定の懸案に対する 2025 年 JMPR の回答
6	2025 年 JMPR 評価に基づき提案された食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 原案 (ステップ 4)
7	コーデックスデータベースにおける MRL に関するその他の事項
8	食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の改訂に伴うコーデックスデータベースにおけるコーデックス MRL (CXLs) の整合化作業
9	健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
10	JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定
11	CCPR と食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) における作業の調整：農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPR と CCRVDF の合同ワーキンググループ - 作業の状況
12	その他の事項

13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 57 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討課題

日時：2026年 9 月 7 日（月）～ 9 月12日（土）

場所：北京（中国）

主要議題の検討内容

仮議題 6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 原案 (ステップ 4)

（概要）

過去の会合でステップを留められたMRL原案及び2025年FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR) により新たに勧告されたMRL原案 (CX/PR 26/57/5) について、ステップ 4 で検討される予定である。

今次会合においてMRL原案が検討される予定の農薬は以下のとおりである。

（新規農薬）

Acynonapyr (333)	Acequinocyl (343)	Dimpropyridaz (344)
Ipflufenquin (345)	Metarylpicoxamid (346)	Proquinazid (347)
Spidoxamat (348)	Tiafenacil (349)	

（既存農薬についての適用拡大／改廃等）

Dimethoate (027)	Cyfluthrin (157)	Bifenthrin (178)
	/beta Cyfluthrin (228)	
Pyriproxyfen (200)	Cyprodinil (207)	Pyraclostrobin (210)
Fludioxonil (211)	Trifloxystrobin (213)	Indoxacarb (216)
Boscalid (221)	Difenoconazole (224)	Azoxystrobin (229)
Spinetoram (233)	Metaflumizone (236)	Clothianidin (238)
Etoxazole (241)	Flubendiamide (242)	Fluopyram (243)
Thiamethoxam (245)	Dinotefuran (255)	Cyantraniliprole (263)
Pyriofenone (310)	Metconazole (313)	Mefentrifluconazole (320)
Broflanilide (326)	Mepiquat chloride (336)	

（既存農薬についての定期的再評価）

Malathion (049)	2-Phenylphenol and its sodium salts (056)	Guazatine (114)
Permethrin (120)		

（対処方針）

上記の農薬については、各MRL原案が本部会により承認された後にステップ5/8としてコーデックス総会 (CAC) の最終採択に諮られた場合、今後我が国で当該コーデックスMRL (CXL) を受け入れる可能性があることを考慮し、農薬の適正使用の検証が可能となること及び我が国の消費者の健康が保護されることを前提に、適切なMRLが設定されるよう対処したい。

仮議題9 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

(概要)

第51回会合（2019年）以降、CXLの定期的再評価時に必要とされるデータを作成したり提出したりする者がいない場合（データサポートがされない場合）についての議論を行ってきたが、第54回会合（2023年）において、これまでの検討結果を踏まえ、健康への懸念が特定されていない農薬については、引き続きfour-year rule（CXL又はMRL原案を4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを廃止する又はMRL原案を取下げ）に沿って取扱うこととされた。また、会合毎に電子的作業部会（EWG）を設置してデータサポートがされていない化合物の管理を行うこと（CCPR内部手続として整理）とされている。

第56回会合（2025年）のJMPRによる評価／定期的再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定に関する議題において、2026年に評価を予定していたがデータサポートが確認できなかったcarbaryl(8)、methyl bromide(52)¹、disulfoton(74)及びflumethrin(195)について、再設置するEWG（議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、コスタリカ、インド及びケニア）で取り扱うこととし、また、JMPRに提出された毒性データが不十分であったために、定期的再評価を完了することができなかったethoxyquin(35)については、four-year ruleに沿った手続を踏まえた上で、当該EWGにおいて取り扱うことに合意した。

今次会合においては、以下の内容について議論が行われる予定。

(1) データサポートのない化合物の管理

①carbaryl(8)、methyl bromide(52)、disulfoton(74)及びflumethrin(195)

データサポートが引き続き確認されないmethyl bromide(52)、disulfoton(74)及びflumethrin(195)については、既存の全てのCXLを廃止すること（これら農薬の毒性評価は古く、methyl bromide(52)については50年以上、disulfoton(74)及びflumethrin(195)については25年以上前に評価されており、現在の科学的進歩を踏まえた評価でないことが課題として言及されている）。

なお、methyl bromide(52)については、多くの国から植物防疫用途での使用実態がある旨について意見が提出されているが、データサポートが確認されていないことから、全てのMRL原案の取下げが提案されている。一方で、carbaryl(8)については、データスポンサーによるデータ提出の意向が確認されたことから、JMPRにより再評価が行われるまで全てのCXLを維持すること。

②ethoxyquin(35)

第54回会合（2023年）において適用が合意されたfour-year ruleに基づき、JMPRによる再評価が可能になるまでの間、全てのCXLを維持することとされており、データスポンサーからの追加データの提出、それに基づくJMPRの再評価を待つこと。

(2) 内部手続に係る文書の改訂

第56回会合（2025年）において、健康への懸念がなく定期的再評価が予定されているがデータサポートのない化合物の管理に関するEWGへの該当について、内部手続に係る文書（特に第5項及び第6項）の解釈が不明瞭であることに対する懸念が示されたことを契機に、EWGの取扱範囲の明確化を図る目的で、CCPRの内部文書である内部手続に係

¹ methyl bromideについては、過去のCCPRにおける慣習に従いガイドライン値としてコーデックスデータベースに登録されてきた。しかし、第55回会合（2024年）において、当該ガイドライン値はステップ4で議論が中断されたMRL原案であることがコーデックス事務局により確認され、コーデックスデータベースから削除されるとともに評価を再開することとされたもののデータサポートが確認されなかった。そのため、データサポートのない化合物として、本議題の下で議論されることとなった。

る文書（CCPR54報告書/附属書7）の改訂案についても議論が行われる予定。

具体的な改訂案の内容としては、データサポートがない化合物や健康への懸念が示されていないこと等、用語の定義を明確化したほか、CXLの維持に必要なデータの確保手順やデータが提出されない場合のCXL廃止の手続を整理・明確化されている。

（対処方針）

（1）carbaryl(8)、disulfoton(74)、flumethrin(195)及びethoxyquin(35)については、国内で農薬登録がなく、CXLが廃止されることによる我が国への影響はないことから、提案を支持して差し支えない。

他方、methyl bromide(52)については、2026年に定期的再評価（MRL案を導出するための評価再開）が予定されていたが、データサポートが確認されていない状況であり、MRL原案の取り下げが提案されていた。しかしながら、データスポンサーによるデータ提出の意向が確認されたことにより、2027年定期的再評価を行う農薬として優先度リストに追加されたところ（仮議題10の概要参照）。定期的再評価を進める立場から、適宜対処したい。

（2）内部手続に係る文書の改訂については、本議題に関する作業における各国の疑問や指摘を反映したものとなっていることから、改訂案を支持して差し支えない。

仮議題10 JMPRによる評価／再評価のためのコードックススケジュールと優先度リストの策定

（概要）

EWGが作成した、2027年以降にJMPRが毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先リストについて、今次会合による関連議題の議論の結果も踏まえて議論される予定である。

2026年に定期的再評価が予定されていたものの、データサポートが確認されなかったmethyl bromide(52)については、「健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理に関するWG」で取扱いが検討されていたが、2026年7月にデータスポンサーによるデータ提出の意向が確認されたことから、改めて2027年に定期的再評価を行うこととされ、優先度リストに掲載された。

なお、2027年に適用拡大に伴う評価が予定されているtebuconazole(189)について、日本から、茶のデータを提出する意向を示し優先度リストに掲載されたところである。

（対処方針）

CXLの適切な設定は我が国の消費者の健康の保護や食品の公正な貿易の確保等に資するとの前提のもと、tebuconazole(189)の茶のCXL設定については、我が国の輸出拡大に資するものであることから適切に設定がなされるよう対処するとともに、その他農薬についても適宜対処したい。

仮議題11 CCPRとCCRVDFにおける作業の調整：農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同ワーキンググループ - 作業の状況

（概要）

第44回CAC（2021年）において、CCPRとCCRVDFによる合同EWGが設置され、農薬と動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物に関する調和のとれた単一のMRL設定に関連する手続及び技術的課題について検討してきており、第53回会合（2022年）においてCXL設定対象となる食品（肉）の名称と定義に合意するなど一定の成果を得た。第54回会合（2023

年)において、合同EWG(議長国:米国、共同議長国:ブラジル及びニュージーランド)を再設置し、両方の用途で使用される化合物の特定及びこれらに異なるMRLが設定・勧告されている場合の整合に係る検討や、食品分類と一致していない場合の検討を継続することが合意されたものの、第55回会合(2024年)において、①EWGの参加メンバーに比べ、コメント又は情報の提出等により実際に貢献しているメンバーが著しく少なく、参加メンバーの実情を反映した意味のある成果物を得るのが困難な状況にあること、②EWGはCCPRとCCRVDFのそれぞれの会合に報告するため、特に複雑な問題に関しては、両会合の間を行き来するのみで、いつまで経っても結論が得られない可能性があることを踏まえ、合同EWGに対する継続的な支持の表明、バーチャル合同作業部会実施の承認、CCPR担当者の参加奨励、CCRVDF担当者との連携し共通ポジションをもって会合に対する積極的な参加について推奨することとされた。

第56回会合(2025年)後の2026年4月に初開催されたバーチャル合同EWGにおいて、既存のリスク評価の結果が有効であることを前提とし、農薬と動物用医薬品の両方の用途で使用されていることが特定された9つの化合物を対象に、CXLの値が異なる場合には、貿易への影響も考慮してより高値のCXLに統一する方針で議論が進められた。しかし、食品消費量や毒性データ等が更新されている可能性があり、現在の科学的な水準に照らせば化合物に応じてCXLのみならず毒性についてもJECFAとJMPRによる合同再評価が必要との意見でEUが強く反対し、9つ全ての化合物のCXL統一に係る議論に加わることを拒否した。また、JECFAとJMPRによる合同評価については、データ共有や両会合の開催時期の調整等に課題があり時期尚早として、WHOやFAOが強く反対した。一方で、合同EWGが提案するCXL統一への支持を表明する加盟国もあり、既存の9つの化合物に加えて今後議論される可能性のある新規化合物についても想起される中、リスク評価段階からの調和と単一のMRL案の導出を目指すことが課題として改めて認識されており、そのためのJECFAとJMPRの連携強化が重要と指摘されている。

第49回CAC(本年7月)を経て、今次会合においては、引き続き、合同EWGへの継続的な支持や積極的な参加、また今後開催されるCCPRとCCRVDFとのバーチャル合同部会への留意、国内関係部局との連携促進が求められている。

(対処方針)

バーチャル合同EWG及びバーチャル合同部会がCCPRとCCRVDFの間の横断的な課題に関する作業をさらに進める立場に立ち、適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 28 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

日 時：本会合及び報告書採択 2026 年 10 月 12 日（月）～10 月 17 日（土）
物理的作業部会 2026 年 10 月 11 日（日）
場 所：パース（豪州）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4	食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 7）
5	同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ 4）
6	国の食品管理システムにおけるトレーサビリティ／製品トレーシングの原則及びガイドライン（CXG60-2006）の改訂原案（ステップ 4）
7	輸入食品の却下における不服申立てメカニズムに関するガイダンス原案（ステップ 4）
8	公的証明書の衛生証明事項の表現の標準化に関するガイドライン原案（ステップ 4）
9	施設リストの利用、設計、実施及び更新の調和を図るための原則及びガイドライン原案（ステップ 4）
10	国の食品管理システム（NFCS）におけるデジタル化に関する原則原案（ステップ 4）
11	付属書 A の見直し及び更新－新たな世界規模の課題に関するリスト
12	その他の事項
13	次回の開催日及び開催地
14	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 28 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日 時：本会合及び報告書採択 2026 年 10 月 12 日（月）～10 月 17 日（土）

物理的作業部会 2026 年 10 月 11 日（日）

場 所：パース（豪州）

主要議題の検討内容仮議題 1 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、適宜対処したい。

仮議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

関連する事項についてコーデックス事務局から説明が行われる予定。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3 CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

（文書未達）

国際連合食糧農業機関（FAO）、世界保健機関（WHO）等から本部会に関係する報告がなされる見込みである。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 4 食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 7）

（経緯）

本作業は、食品システム及び国際的な食品流通の複雑化に伴い、食品サプライチェーンが食品偽装に対してより脆弱になっていること、また、食品偽装が公衆衛生上のリスクのみならず、消費者や事業者の経済的損失、貿易の混乱、信用失墜及び不公正な経済的利益につながり得るとの懸念を背景として開始されたものである。本ガイドライン原案は、管轄当局及び食品事業者（FBOs）に対し、食品偽装の予防、検知、影響軽減及び管理に関する指針を提供することを目的としている。

前回会合（2024）において設置が合意された、米国を議長国、中国、EU、イラン、パナマ及び英国を共同議長国とする電子的作業部会（EWG）において、3 回の書面協議が実施されるとともに、2026 年 5 月 21 日には、本ガイドラインのスコープに、「feed for food producing animals（食用動物のための飼料）」を含めるかの議論のため、オンライン形式での会期間作業部会（IWG）が開催され、ガイドライン原案が取りまとめられている。

本ガイドライン案の構成や内容としては、食品偽装の定義や類型（添加、置換、希釈、偽装、虚偽表示、隠蔽）を整理するとともに、リスクに応じた対策や関係者間の協力を原則として示している。さらに、当局による法制度・監視・情報共有の取組と、食品事業者によるサプライチェーン管理や不正発見時の対応など、それぞれの役割と責任を明確化するものとなっている。

これまで、EWG 参加者において、以下についてはコンセンサスが得られている。

- ・「feed for food producing animals（食用動物のための飼料）」をガイドラインの対象に含めること。
- ・「food fraud（食品偽装）」の定義を維持すること。
- ・第6章、第7章及び第8章を再編し、2つの章に統合すること。

一方で、主に、以下の点については、未だ見解の一致に至っておらず、さらなる議論が必要である。

- ・「feed for food producing animals（食用動物のための飼料）」が対象となる場合について、更なる明確化が必要であるか（*）。

* 本年5月21日に開催されたIWGにおいて、本ガイドラインの対象に飼料を含めることについては合意された一方、具体的なテキストについては、各国間で意見が分かれており、現在、“including, as appropriate, feed for food producing animals [where it impacts food safety or leads to food fraud]”と一部ブラケットが付されている。

- ・「food integrity（食品の清廉性）」及び「food authenticity（食品の真正性）」の定義をガイドラインに維持するかどうか。
- ・新たに再編された第6章及び第7章の文言を最終化すること。

本議題についてはCCFICS28開催前日に物理的作業部会（PWG）が開催され、主に定義のセクションと、ガイドライン後半部分（第6～8章）の整理・統合について更なる議論が行われる予定である。

今次会合では、残る論点について議論が行われるとともに、当該ガイドライン原案を第50回総会にステップ8で最終採択を諮ることについて検討が行われる。

（対処方針）

「feed for food producing animals（食用動物のための飼料）」がガイドラインの対象となる場合の明確化のための記載ぶりについては、飼料のうち、あくまで消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の保証のために必要な範囲のみが本ガイドラインの対象であることを明示するために、現行のスクエアブラケットの文言を入れることが適当と考えるが、加盟国の意見も聴取しつつ、適宜対処したい。

また、その他検討事項となっている用語の明確化や第6～8章の整理統合について

は、ガイドラインの重複や冗長性を避ける観点から適宜対処したい。

仮議題5 同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ4）

（経緯）

本作業は、同等性（*）に関連する既存のコーデックス文書間に重複や不整合が見られ、適用すべき文書の判断に混乱を生じさせるおそれがあるとの問題意識を背景として開始されたものであり、同等性に関する CCFICS の文書を統合・整理し、一貫性のある指針を構築することを目的としている。

*「同等性」とは、輸出国と輸入国において、国の食品管理システム（National Food Control System: NFCS）又はその一部の管理措置が異なる場合であっても、同レベルの保護水準を達成する制度を有することが証明された場合には、同等の措置として認める概念である。

前回会合（2024）において、直近に採択された「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン（CXG 101-2023）」を基礎として、その他の既存文書の主要なポイントを含めることを検討すること、このため、ステップ2/3に戻した上で、ガイドライン原案を改訂するため、ニュージーランドを議長国、ケニアを共同議長国とする EWG を設置することが合意された。その後、これまでに、3回の書面協議が実施されるとともに、2026年3月17～19日にはノルウェー（オスロ）において、対面及びオンラインを併用したハイブリッド形式の会期間作業部会（IWG）が開催された（仮議題9と合同のIWG）。これらの協議及び議論を経て、現在、本ガイドライン原案は最終案として取りまとめられている。

統合案は、既存の「食品輸出入検査及び認証に関する同等性協定の策定に関するガイドライン（CXG 34-1999）」、「食品検査及び認証制度に係る衛生措置の同等性の判断に関するガイドライン（CXG 53-2003）」、「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン（CXG 101-2023）」、「食品輸出入検査及び認証システムの設計、運用、評価及び認定に関するガイドライン（CXG 26-1997）」を主として統合・再構築されており、原則や初期協議、一連のステップ（輸出国からのリクエスト～合意内容の文書化まで）、同等性認定の維持を体系的に整理したものであり、輸入国・輸出国双方の役割や、同等性の認定/維持において必要な情報等の考え方を示している。

これまでの議論において、記載の整理、引用元の確認、用語の適切な使用、重要な内容や文脈が欠落していないか等について検討が行われ、同等性に関する文書を単一文書に統合するとの本作業は概ね完了している。これを受け、今次会合では、以下の点について、検討が行われる。

- ・当該統合原案をステップ5/8により最終採択に進めること。
- ・CXG 34-1999、CXG 53-2003 及び CXG 101-2023 の廃止を総会へ勧告すること。
- ・統合文書の最終化段階において行うとされていた関連改正（ハネ改正*）の採択を

総会へ勧告すること。

- * CXG 47-2003、CXG 82-2013 及び CXG 89-2016 における CXG 34-1999 及び CXG 53-2003 への参照について、統合文書への置換を行う。なお、CXG 26-1997 に含まれる同等性に関する規定については、統合文書との間で実質的な矛盾は認められないことから、現時点で改正は不要とされている。

(対処方針)

我が国は、これまでに実施された 3 回の書面協議及び本年 3 月に開催された IWG に参加し、既存文書との齟齬や内容の重複がなく、読み手にとって分かりやすい統合文書となるよう積極的にコメントを提出してきた。本統合原案は、複数の既存文書が単一の実務的なガイドラインとして整理・統合されており、また付随するハネ改正についても適切な内容と考えられることから、これを支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 6 国の食品管理システムにおけるトレーサビリティ／製品トレーシングの原則及びガイドライン (CXG 60-2006) の改訂原案 (ステップ 4)

(経緯)

本作業は、「食品検査及び認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則 (CXG 60-2006)」(*) について、策定後、約 20 年の間に進展した国の食品管理システム (NFCS) の近代化、食品サプライチェーンの国際化・複雑化及びデジタル技術の発展を踏まえ、近年重視されているトレーサビリティの役割や相互運用性の活用等を反映した実践的な指針へと更新するために、作業が開始されたものである。本原則は、管轄当局が、国の食品管理システム (NFCS) の一部としてトレーサビリティを構築・活用するための原則、関係者の責任及び実施上の考慮事項を示すとともに、食品事業者 (FBOs) が食品サプライチェーン全体を通じてトレーサビリティを実施するための指針を提供することを目的としている。

- * 改訂原案において、タイトルは「国の食品管理システムにおけるトレーサビリティ／製品トレーシングの原則及びガイドライン」と改訂されている。

前回会合 (2024) において、本改訂原案をステップ 2 / 3 に戻すこと、並びに米国を議長国、豪州、エクアドル、ホンジュラス及び英国を共同議長国とする EWG を設置することが合意された。その後、2025 年 6 月 13 日にはオーストリア (ウィーン) において、対面及びオンラインを併用したハイブリッド形式の会期間作業部会 (IWG) が開催されるとともに、2 回の書面協議を経て、改訂原案が作成されている。

本改訂文書の構成や内容としては、トレーサビリティの基本原則、規制当局と食品事業者の責任、リスクに基づく要求事項の設定、記録管理や情報共有、相互運用性の確保、デジタル技術の活用、データ保護並びに国際的な情報連携・協力等について整理し、食品サプライチェーン全体におけるトレーサビリティの実施指針を示すものと

なっている。

EWG 参加者の間では、CXG 60-2006 を現代的な内容に見直すことについて概ね支持が得られている。一方で、以下の事項については、各国の意見が分かれており、引き続き検討を要する。このため、本議題については CCFICS28 開催前日に物理的作業部会 (PWG) が開催され、各論点について更なる議論が行われる予定である。

- ・ 「animal feed (動物飼料)」を対象範囲に含めるか
- ・ 関連用語の定義の必要性及び内容
- ・ 食品事業者 (FBOs) の責務への言及を含めるか

今次会合ではこれらの論点について引き続き議論が行われるとともに、当該原案をステップ5へ進めることについて検討が行われる。

(対処方針)

効率的なトレーサビリティ／製品トレーシングは、食品に起因する事案の発生時の速やかな原因及び影響のある製品の特定に有効であることに加え、サプライチェーン全体の透明性・信頼性を高める。フードチェーン全体での運用が重要であることから、事業規模に応じた実行可能性を考慮し、過剰な要求とならないように、適宜対処したい。

なお、飼料については、食品汚染等の事案の原因究明のためには飼料も含めてトレースできるようにすることが適当と考えられることから、消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の保証のために必要な範囲で本文書の対象として含めることについては支持するとの立場で、適宜対処したい。

仮議題7 輸入食品の却下における不服申立てメカニズムに関するガイダンス原案 **(ステップ4)** (文書未達)

(経緯)

本作業は、輸入国による様々な理由での輸入却下に伴う損害が大きいことや、食品ロス削減の観点から、輸出国や輸出者による不服申立ての機会を確保するとともに、公正な食品貿易を担保するための統一的な不服申立てメカニズムの必要性について、インドが新規作業として提案し、作業が開始されたものである。本ガイダンス原案は、輸入食品の不許可（拒否）決定に対する異議申立て・再審査の仕組みを各国の食品管理制度において整備するための指針を提供するものであり、食品の安全性を確保しつつ、透明性、公平性及び一貫性のある行政判断を促進することを目的としている。

本ガイダンス原案は、位置づけとして、既存の「輸入食品の却下に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CXG 25-1997)」又は「食品輸入管理システムに関するガイドライン (CXG 47-2003)」のいずれかの改訂または付属書 (Annex) として追

加されるものである。

前回会合（2024）において、新規作業を開始すること及びインドを議長国、ナイジェリア、豪州、チリ及びケニアを共同議長国とする EWG を設置することが合意された。その後、2 回の書面協議を経て、ガイダンス原案が作成された。

ガイダンス原案の構成や内容としては、輸入食品の拒否通知から異議申立ての提出、当局による審査、最終決定の通知までの一連の手続を整理した上で、申立人、必要書類、審査時の留意事項、決定理由の説明、記録管理などについて基本原則を示し、透明で公正な運用を図るための実務的な手順をまとめたものとなっている。

一方、以下については、EWG 参加者の間で、見解の一致には至っていない。

- ・ 本ガイダンスを CXG 25-1997 又は CXG 47-2003 のいずれに位置付けるべきか
- ・ 本ガイダンスの適用範囲をどのように規定すべきか
- ・ 輸出者及び輸出国を不服申立ての主体として認めるべきか
- ・ 輸入却下から異議申立て、審査及び決定に至るまでのフロー図を本ガイダンスに含めることが適切か

今次会合ではこれらの論点について引き続き議論が行われるとともに、当該原案の今後のステップについて検討が行われる見込み。

（対処方針）

我が国の輸入検疫においては、食品衛生法違反に係る処分に不服がある場合、行政不服審査法に基づき厚生労働大臣に対し審査請求を行うことができる。一方、家畜伝染病予防法及び植物防疫法に基づく処分については、動物疾病及び病虫害の蔓延を水際で緊急かつ確実に防止する観点から、行政不服審査法に基づく不服申立ての制度を設けていない。

また、輸入時における却下処分に対する不服申立ては、当該貨物の所有者である輸入者が、個別の輸入案件に係る処分について行うものであり、当事者ではない第三者（輸出者等）や輸出国政府が申し立てるものではない。さらに、輸出国による不服申立てのメカニズムについては、WTO に既存の紛争解決に係る手続きが存在している。

このような状況を踏まえ、我が国は、これまで実施された 2 回の書面協議において、食品の安全性の確保が第一であることを強調しつつ、特定の立場に偏らない統一的な不服申立てメカニズムの構築が図られるよう、積極的に意見を提出してきた。

公正な食品貿易を担保するための統一的な不服申立てメカニズムの必要性について否定はしないものの、引き続き、本ガイダンスの適用範囲の明確化が図られるべき、特に動植物検疫上の理由から輸入拒否された貨物についてはコーデックスの所掌外であることから対象外とすべき、加えて、輸出国や輸出者による不服申立てについて

は、上述の理由から、本ガイダンスの対象として含める必要性は低いとの立場から、適宜対処したい。

仮議題 8 公的証明書の衛生証明事項の表現の標準化に関するガイドライン原案（ステップ 4）

（経緯）

本作業は、現行の証明書において証明事項の表現に曖昧さや重複、解釈の相違が生じる場合があり、新たな証明書の策定や既存証明書の改訂、さらには電子証明の運用に支障をきたすおそれがあるとの課題認識を背景として開始されたものである。本ガイドラインは、輸入国及び輸出国の管轄当局間で合意済み又は交渉中の証明事項（attestations）について、その作成、改訂、交渉、合意において、表現を明確かつ一貫性のある体系的な方法で簡素化・標準化するための実務的指針を提供するものである。これにより、証明事項の可読性、検証容易性及び管轄当局間の相互理解の向上を図るとともに、コーデックスの原則との整合性を確保し、誤解や解釈の相違を低減させることを目的としている。

前回会合（2024）において設置が合意された、ブラジルを議長国、豪州、インド、ケニア、スペイン及びウガンダを共同議長国とする電子的作業部会（EWG）において、これまで13回にわたるオンライン会合を開催するとともに、3回の書面協議を経て、ガイドライン原案が作成された。また、今次会合における議論を促進するため、2026年6月9日にはウェビナーが開催され、本ガイドライン原案の概要説明が行われた。さらに、ウェビナー開催後には、EWG 議長国であるブラジルによって作成された本ガイドライン原案の内容理解を深めるための補足説明用 AI 動画が公開されている。

https://youtu.be/qV_55mE5r0A

ガイドライン原案の構成・内容

本ガイドライン原案は、以下の構成からなる：

①本体：

- 全体的な枠組み、基本原則
- 人間可読形式による衛生証明事項の設計及び作成

②Annex 1

- 機械可読形式による衛生証明事項の設計及び作成

③Annex 2

- 衛生要件（sanitary requirements）や
衛生証明事項（sanitary attestations）の例示等

③Annex 3：

- 情報を明確に整理・記述するために用いられる用語、述語やメタデータ集

全体の基本原則の具体的な内容としては、以下の原則 A～E を提示している：

原則 A：明確性及び一貫性（Clarity and Consistency）

原則 B：透明性及び客観性（Transparency and Objectivity）

原則 C：検証可能性及び監査可能性（Verifiability and Auditability）

原則 D：相互運用性（Interoperability）

原則 E：意味内容の保持（Preservation of Meaning）

その上で、「人間可読形式による衛生証明事項の設計及び作成」のセクションでは原則 A と B を踏まえ、証明事項の起草に関する具体的な指針を示している。また、「機械可読形式による衛生証明事項の設計及び作成」のセクションでは原則 C～E を踏まえ、オントロジー手法（ontology-based methods）（*）を用いた構造化表現を紹介し、衛生証明事項をどのように構造化・表現するかについて、例示を交えながら具体的な指針を示している。

* オントロジーとは、特定の分野における知識を、概念及びそれらの関係性によって構造化して表現する枠組みであり、用語の共通かつ一貫した理解を可能にするものである。オントロジー手法（Ontology-based method）では、オントロジーを活用して衛生証明事項を一貫性があり曖昧さのない形で整理・記述し、人による理解と構造化された表現の双方を支援する。

これまでの議論において、本作業が衛生証明事項の内容そのものを定めたり、コーデックスが承認する衛生証明事項の一覧を作成したりするものと受け取られないようにすべきとの意見が示され、本ガイドラインが対象とするのは衛生証明事項の「内容（What）」ではなく、その「表現方法（How）」であることを明確にする方向でテキストの修正がなされた。また、本ガイドラインは技術中立的なアプローチを採用しており、特定のデジタル技術やシステムの導入を求めるものではない。加えて、食品安全の保証に必要と合意された範囲を超えて証明事項を設定することを意図するものではなく、食品安全に直接関連する場合を除き、公正な食品取引に関する事項や動物衛生・植物検疫に関する事項は適用対象外とされている。なお、実際にはひとつの証明書に食品安全と動植物防疫の双方に関連する情報が含まれる場合があるが、そのような場合においては、本ガイダンスは食品安全に係る衛生証明事項にのみ適用されることとなる。

ガイドラインの構成、用語及び主要内容については、これまでの EWG での議論を通じ、概ね参加国間で十分な共通理解が得られている。一方で、Annex にどの程度の詳細を残すべきか、コミュニケーション機能表の文言の精査、他の国際機関（特に国際獣疫事務局（WOAH））が進めている関連作業との関係をどのように位置付けるかといった課題が残されている。

支援ツールキット

ガイドラインの策定作業と並行し、EWG 議長国ブラジルにより、ガイドラインの実務的な適用を支援するためのツールキット (<https://crd13.its.org.br/>) が開発されている。

本ツールキットは、以下のワークフローを提供するものであり、EWG でのトライアルを経て、段階的に改良された。

- 1) 既存の証明書文書から衛生証明事項又は規制要件を抽出する。
- 2) それらをコーデックス及び WOH に関連規定と照合・対応付ける。
- 3) コーデックススタイルの衛生証明事項へ再構成・再表現することを支援する。
- 4) オントロジー手法に基づき（主体－述語－対象）として表現する。

なお、当該ツールキットはあくまでガイドラインの実施を支援する補助的なリソースであり、ガイドラインそのものを構成する規範的要素（normative element）ではない。

今次会合では、ガイドライン原案の内容が十分であるか議論するとともに、当該原案をステップ 5 へ進めること、さらに、ブラジルによって開発された支援ツールキットがどのように役立つかを検討するとともに、当該ツールキットを補足資料として位置付けるべきかどうかについて検討が行われる。

（対処方針）

多くの国では、特に動物由来食品の輸入に際し、輸出国政府が発行する衛生証明書の添付を求めている。我が国においても、食肉等の輸入時の食品衛生法に基づく衛生証明書の添付をはじめ、輸出入の双方において二国間協議に基づく証明書を用いている。

本ガイドライン原案は、証明事項がコーデックスの原則に沿って明確かつ検証可能なものとなることを支援するとともに、紙媒体及び電子証明の双方における効率的な運用を促進するものである。また、将来的な電子証明における相互運用性の向上や証明事項の自動検証の実現に資すると期待されることから、我が国として、本ガイドライン原案を支持する立場から適宜対処したい。なお、動植物防疫に係る要件・証明事項については、原案にあるとおり、食品安全に直接関係しない限りは対象外とすべきとの立場で、適宜対処したい。

仮議題 9 施設リストの利用、設計、実施及び更新の調和を図るための原則及びガイドライン原案（ステップ 4）

（経緯）

本作業は、輸入国による施設リストの要求が増加する中、施設リストの記載項目、様式及びデジタル化を含む運用メカニズムの調和の必要性を背景として開始されたものである。本文書は、施設リストの利用、作成及び実施に関する原則及び指針を示

すことにより、運用の調和を促進するとともに、特定された食品安全上のリスクへの対応に必要な情報を確保しつつ、情報提供要件の簡素化及び不必要な事務的負担の軽減を図ることを目的としている。

本原案は、位置づけとして、「食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン（CXG 89-2016）」の附属書（Annex）として追加されるものである。

前回会合（2024）において、本文書を附属書（Annex）として追加するため、CXG 89-2016 の改訂に向けた新規作業を開始すること、及びノルウェーを議長国、豪州、インド、モロッコ、サウジアラビア及びスペインを共同議長国とする電子作業部会（EWG）を設置することが合意された。その後、これまでに4回の書面協議が実施されるとともに、2026年3月17～19日にはノルウェー（オスロ）において、対面及びオンラインを併用したハイブリッド形式の会期間作業部会（IWG）が開催された。これらの協議及び議論を経て、現在、本原案は第5次かつ最終案として取りまとめられている。

これまでの議論では、特に以下の点に重点が置かれ、EWG 参加者の間に根本的な見解の相違は認められていない。

- ・ 施設リストは標準的な手段として推奨されるべきではなく、正当性があり、リスクに基づき、見あったものである場合にのみ適用されるべきであること。
- ・ システムに基づくアプローチ、国の食品管理システム（NFCS）の承認、管理措置の重複回避並びに不必要な事務負担及び貿易阻害の最小化を図ること。
- ・ 施設リストに求められる情報は施設を特定するために真に必要なものに限定すること。
- ・ デジタルによる情報交換を促進すること。
- ・ リスト掲載手続の透明性、迅速性及び予見可能性を確保すること。

一方で、リストへの掲載対象を最終生産段階の施設のみに限定すべきかどうか、また、リストから削除（de-listing）された施設の再掲載（re-listing）に係るタイムフレームなど、一部の事項については完全な合意に至っておらず、引き続きブラケットが付されている。

今次会合では、ブラケットが付されたこれらの論点について議論が行われるとともに、当該原案をステップ5へ進めること、又は必要に応じてステップ5/8により最終採択に進めることについて検討が行われる。

（対処方針）

我が国への食品輸入に際しては、主に畜産物を対象として、食品安全上のリスク管

理措置の一環として輸出国に施設リストの提出を求める場合がある。他方、我が国からの食品輸出に際しては、一部の輸出先国による施設リストの提出要求が過度な事務負担をもたらし、貿易上の障害となっている事例もみられる。

このような状況を踏まえ、我が国は、これまでに実施された4回の書面協議及び本年3月に開催されたIWGに参加し、輸出国及び輸入国の双方の立場を考慮した、バランスのとれた原則及びガイドラインとなるよう積極的にコメントを提出してきた。

現行の第5次原案については、輸出入双方の観点が適切に反映された内容となっていることから、我が国としてこれを支持するとともに、残された論点についても、輸出入双方の観点バランス良く反映されるよう、適宜対処したい。

仮議題10 国の食品管理システム(NFCS)におけるデジタル化に関する原則原案(ステップ4) (文書未達)

(経緯)

本作業は、食品サプライチェーンの複雑化・グローバル化が進展する中、新たなデジタル技術の急速な発展や、規制及び食品安全システムにおけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の加速を背景として、現在及び将来のニーズに対応するため開始されたものである。本原則原案は、国の食品管理システム(NFCS)のデジタル化(*)を支援するためのハイレベルな原則を示すものであり、管轄当局が規制の近代化の一環として、NFCS全体又はその一部へのデジタルソリューションの導入を検討する際の意思決定に資するべく、具体的な実施方法を規定しない(non-prescriptive)アプローチの下で、簡潔かつ柔軟性を備えた共通基盤を提供するとともに、将来的な詳細ガイダンスの策定の可能性も含め、本分野における今後の作業を支援することを目的としている。

* NFCSのデジタル化とは、NFCSを支援するために、デジタルツール、プラットフォーム及びデータシステムを統合することを指し、これには、検査、電子証明(e-certification)、試験検査及びその報告、監視、トレーサビリティ、データ共有、システム間の相互運用性、リスク分析のためのデジタルソリューション等が含まれる。

前回会合(2024)において設置が合意された、豪州を議長国、カナダ、ジャマイカ、オランダ及び英国を共同議長国とするEWGにおいて、国の食品管理システム(NFCS)のデジタル化に関する各国の見解、能力及び優先事項を把握するためのアンケート調査が実施され、その結果を踏まえて作成された原案について、1回の書面協議が実施された。

アンケート結果では、各国のNFCSのデジタル化は、システム全体の抜本的な変革よりも、電子証明書や輸出入手続等の特定機能を中心に段階的に進められていることが示された。また、相互運用性(interoperability)の確保が共通の課題として認識されており、共通原則や共通データ要素の整備とともに、各国の状況に応じて適用可

能な柔軟かつ技術中立的なアプローチの必要性が指摘された。さらに、人材、インフラ及び財源の不足、ガバナンスや法制度の整備、包摂性の確保などが重要な課題として挙げられた。これらの結果を踏まえ、各国のデジタル成熟度や国内事情の違いを尊重しつつ、NFCS のデジタル化を支援する高次かつ柔軟な原則を策定する必要性が浮かび上がり、これを受けて、原則原案では、以下の 7 つの原則が提示されている。

原則 1：成果重視 (Outcome-focused)

原則 2：リスクベースかつ相応 (Risk-based and proportionate)

原則 3：ガバナンス及び法的枠組み (Governance and legal framework)

原則 4：システムの一貫性及びデータ管理 (System coherence and data stewardship)

原則 5：監督及び透明性 (Oversight and transparency)

原則 6：技術中立性 (Technology neutrality)

原則 7：包摂性及び継続的改善 (Inclusivity and continuous improvement)

今次会合では、原則原案の内容が十分であるか議論するとともに、当該原案の今後のステップについて検討が行われる見込み。

(対処方針)

我が国においても、輸出入に係る電子証明をはじめとするデジタル化を積極的に推進しているものの、アンケート結果で示された状況と同様、現時点では特定機能ごとの段階的な取組が中心であり、財源の確保を含め、様々な課題を抱えている。

本原則原案は、ハイレベルかつ基本的な原則を示すものにとどまるが、近年、国際的に、食品行政分野におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) に関する議論が加速している状況を踏まえると、時宜を得た取組であると考えられる。また、本作業を通じて、各国の実情やアプローチ、共通する課題等について共有し、議論を深めることは有益である。さらに、本原則は将来的な関連作業や、より詳細なガイダンスの検討に向けた基盤となることが期待されることから、我が国として、その方向性を支持する立場から、適宜対処したい。

仮議題 11 付属書 A の見直し及び更新－新たな世界規模の課題に関するリスト

(経緯)

本議題は、第 21 回会合 (2014) から常設の作業として設置されたものであり、世界的な動向を継続的に把握し、将来起こり得る課題、挑戦や進展を特定することにより、CCFICS における戦略的かつ将来を見据えた議論を促進するとともに、CCFICS の新規作業の候補を特定し、優先順位付けを行う機会を提供することを目的としている。

前回会合 (2024) では、新たな課題のリスト (付属書 A) の見直しと統合の作業が行われるとともに、4 件の新規作業提案について検討がなされ、いずれも部会の支持を得て、第 47 回総会において承認されている。

付属書 A の管理は会合ごとに加盟国間で持ち回りとなっているが、現在は EU が豪州の協力を得て管理役を務めている。

今次会合での検討に向けた付属書 A の改訂・更新にあたり、回付文書 (CL 2024/85-FICS) を通じたコメント募集が実施されるとともに、2026 年 6 月 22 日にはオンラインでの会期間ワークショップが開催され、付属書 A に既に掲載されていた課題に加えて、豪州、ウガンダ及びスペインから提起された 3 つの新たな課題 (下表 4～6、下線部) について詳細な検討が行われ、その結果を踏まえて付属書 A が更新された。

現行の付属書 A に掲載されている課題は、以下の 6 項目である。

	新たな世界規模の課題	CCFICS との関連性	優先度やステータス
1	新たな、また発展しつつある食品の生産、加工、輸送及び流通システム並びに技術	新たな食料源及び生産システム (NFPS) が NFCS に対して及ぼし得る影響 (有効性、トレーサビリティ、リコール、同等性の観点等) を踏まえ、既存のコーデックス文書を更新する必要があるか。	優先度：高 (食品安全及び貿易に対して中程度の影響が見込まれる)
2	新たな技術及びツールが、人材育成、食品管理システムの開発及び監視、情報共有並びに政府による規制及びコンプライアンス活動のアプローチに及ぼす影響	新たな技術及びツール (例えば、リアルタイム監視等のデジタル分析ツール、予防的アプローチや成果ベースアプローチといった新たな食品安全管理手法、デジタル化や人工知能 (AI) の利用等) を踏まえた、規制当局の規制の実施、職員の育成、コンプライアンス確認活動、食品管理システムのパフォーマンス監視等の今後のあり方とは何か。	優先度：高 (食品安全及び貿易に対して高～中程度の影響が見込まれる)
3	管轄当局の役割の変化及び様々な政府機関間の連携・相互作用の変化	水際措置の近代化、複数機関で共有するデジタルリスクシステム、データ共有の強化、共通の監視・情報分析枠組み等、情報をより効果的に活用する機会が増えていることを踏まえ	優先度：高 (食品安全及び貿易に対して高い影響が見込まれる)

		た、食品貿易に關与する様々な政府機關同士の連携（特に食品管理當局と税關/国境保護機關との間の連携）のあり方とは何か。	
4	<u>CCFICS ガイダンスの影響及び実施状況</u>	CCFICS の既存文書が、その実際の運用や制度の近代化を、どのように最も効果的に支援できるか（文書の見直し、必要なツールの検討、普及啓発等）。	・豪州からの新規提案。 ・優先度：高（食品安全及び貿易に対して高い影響が見込まれる）
5	<u>新たなリスク（例：薬剤耐性（AMR）、新たに発生または拡大する有害生物および疾病、パンデミック）によって生じる食品安全上の危害要因を管理する上で、各国の食品管理システム（NFCS）が直面する課題</u>	CCFICS の文書が、途上国に対し、管理措置の実施や、安全な食品輸出のための水準の確保、措置の調和に関して十分なガイダンスを提供することが出来ているか。	・ウガンダからの新規提案。 ・上記の課題4と統合の上、CCFICS の目的に適ったものであるか、また、更なる作業の要否について検討が必要。
6	<u>食品の輸出入検査および認証システムにおける人工知能（AI）及び高度分析ツールの活用に関する原則及びガイドラインの策定</u>	AI が広く活用されるようになる中で、主に以下の点について検討が必要： ・AI がどう意思決定を支援するかに係る透明性の確保。 ・公的な意思決定における人間による監督と説明責任。 ・ツールとしての妥当性確認。 ・貿易相手国間での信頼と同等性の確保。	・スペインからの新規提案。 ・今後、スペインが討議文書を作成する予定。 ・AI に特化した文書を策定すべきかについて検討が必要。

今次会合では、付属書 A に記載された新たな課題リストの上記 6 項目について検討が行われる。

（対処方針）

新規提案については、各国の意見を十分に聴取し、その必要性や CCFICS の TOR との適合性を確認した上で、限られたリソースの中で作業の優先順位を明確化し、効率的に取り組むことが重要との立場で、適宜対処したい。

仮議題 12 その他の事項

適宜対応したい。

仮議題 13 次回の開催日及び開催地

適宜対応したい。

仮議題 14 報告書の採択

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう対応したい。

(以上)

FAO／WHO 合同食品規格計画 第 49 回 総会

開催日：2026 年 7 月 6 日（月）～7 月 10 日（金）

場所：ジュネーブ（スイス）

議題

1	議題の採択
2	第 90 回執行委員会の報告
3	手続マニュアルの修正
4	部会の作業 (採択、既存の文書の廃止、作業中止等)
4.1	スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
4.2	食品衛生部会 (CCFH)
4.3	油脂部会 (CCFO)
4.4	分析・サンプリング法部会 (CCMAS)
4.5	食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)
4.6	食品添加物部会 (CCFA)
4.7	食品表示部会 (CCFL)
4.8	魚類・水産製品部会 (CCFFP)
4.9	その他の部会からの規格 (関連部会での承認の要件が達成されたもの)
5	新規作業提案
6	コーデックス規格と関連文書の修正 (コーデックス事務局による提案)
7	コーデックス部会から総会への付託事項

8	コーデックス戦略計画 2020-2025：実施レポート
9	コーデックスの予算及び財政に関する事項
10	FAO 及び WHO から提起された事項
11	議長・副議長の選出
12	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
13	その他の作業
14	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 49 回総会（CAC49）報告書

1. 日時：2026 年 7 月 6 日（月）～7 月 10 日（金）

場所：ジュネーブ（スイス）

2. 参加国：119 加盟国、1 加盟機関（EU）、

13 国際政府機関（IGO）、29 国際非政府機関（INGO）、4 国連機関

3. 出席者

農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準室	国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準室	国際基準専門官	町田 美生
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準室	国際企画係員	中里 清孝
消費者庁	食品安全参与				三浦 公嗣
消費者庁	消費者安全課	国際食品室	室長		福田 亮介
消費者庁	消費者安全課	国際食品室	主査		酒井 紀久子
厚生労働省	健康・生活衛生局	食品監視安全課	輸入食品安全対策室	室長	福島 和子

4. 結果

各議題の主な議論は以下のとおり。また、今次総会に諮られた文書一覧とその結果は別添のとおりに。

議題 1. 議題の採択

仮議題のとおりに採択された。

以下の事項について、議題 13（その他の作業）で議論することになった。（（）内の国・機関が提案者）

- ・ フードチェーンでの使用を目的としたバクテリオファージ製造ガイドラインに関する新規作業提案の策定（チリ）
- ・ 世界貿易機関（WTO）からの情報提供（WTO）

今次総会の作業方法に関し、CX/CAC 26/49/1 Rev.1 Appendix I.で示された方法（ハイブリッド形式）で実施することに合意した。

議題 2. 第 90 回執行委員会の報告

（概要）

第 90 回執行委員会（2026 年 6～7 月）の報告が議長より行われた。

今次総会の議題のうち、執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については各関連議題（手続マニュアルの修正、部会の作業、新規作業提案、部会から総会への付託事項、戦略計画、予算及び財政に関する事項、FAO・WHO からの提起事項）において取り上げられることから、本議題では、それ以外の主な事項が議長から報告された。

国政非政府組織（INGO）のコーデックスのオブザーバーの地位に係る申請プロセス

複数の国際非政府組織（INGO）から提出されているコーデックスにおけるオブザーバーの地位の申請については、コーデックスの規格策定作業におけるオブザーバーの役割を踏まえ、FAO・WHO に対し、審査プロセスの迅速化に向けてあらゆる努力がなされるよう促すこととされた。

第 57 回残留農薬部会（CCPR）で議論される残留農薬の評価の優先リスト

第 57 回残留農薬部会（CCPR）（2026 年 9 月開催予定）において合意される残留農薬の評価の優先リストに従って、2027 年に開催される FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）による評価が行われる予定であり、その評価結果として勧告される最大残留基準値（MRL）が 2028 年に開催される CCPR の主要議題となる。しかしながら、第 57 回 CCPR で合意される優先リストの承認が第 50 回総会（2027 年 7 月予定）まで遅れることとなれば、JMPR が効率的に作業を進めることが妨げられるとともに、CCPR と JMPR の会合を通常周期に戻すための取組（2027 年に通常のスケジュールに戻し、それぞれ 2027 年上半期と下半期に予定）にも影響が出ることが懸念される。

上記の事情から、JMPR による評価の優先リストについて、第 50 回総会から前倒しして第 91 回執行委員会に承認を委任し、JMPR による評価及び CCPR による MRL の設定を適時に進めることが勧告された。

（結論）

今次総会は以下の結論に合意した。

- i. INGO から提出されているコーデックスのオブザーバーの地位の申請の審査プロセスに関する第 90 回執行委員会の結論と勧告を確認した。
- ii. 第 90 回執行委員会からの勧告について、議題 3（手続マニュアルの修正）、議題 4（部会の作業）、議題 5（新規作業提案）、議題 7（部会から総会への付託事項）、議題 8（戦略計画）、議題 9（予算及び財政）、議題 10（FAO・WHO からの提起事項）で議論することを確認した。
- iii. CCPR と JMPR の適時の連携を可能とするため、第 57 回 CCPR で提出される予定の JMPR による評価の優先リストについて、第 91 回執行委員会に承認を委任することとした。

議題 3. 手続マニュアルの修正

(概要)

手続マニュアル第31版

コーデックス事務局から、第31版が本年3月に国連公用語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語）で公表されたこと（第48回総会（2025年）で採択された修正・編集上の修正を反映）について、情報共有された。

フランス語版に関しては、コーデックス魚類・水産製品部会（CCFFP）、加工果実・野菜部会（CCPFV）及び加工食肉・鶏肉部会（CCPMPP）の名称及び付託事項（ToR）に係る編集上の訂正が施されたことについても補足説明された。

手続マニュアル第32版

コーデックス事務局は、第28回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）において、手続マニュアル第4.6章「コーデックス食品残留動物用医薬品部会に適用されるリスク分析原則」の附属書Aとして掲載されている、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リストの推薦様式について、現行の様式の修正及び新たな様式の追加を行うことに合意したと説明した。

また、コーデックス事務局は、第89回執行委員会が手続マニュアルの発行頻度を隔年とするよう勧告したことについて言及しつつ、同マニュアルが広く利用されている状況を踏まえ、すべての部会のために最新の状態を維持できるよう、提案されている修正については、効率的にリソースを活用して対応可能であると説明した。さらに、今次総会において部会のホスト国や ToR に係る変更が採択された場合には第32版に反映されることが確認された。

(議論)

今次総会では、第32版に係る修正案について採択の審議が行われた。反対する国はなく、加盟国が修正を支持した。

(結論)

今次総会は、以下に合意した。

- i. 手続マニュアル第31版のフランス語版の修正事項に留意する。
- ii. 手続マニュアル第32版に係る提案された修正を採択する。
- iii. 改定された手続マニュアル第2.1章第7部の実施を監視するにあたり、第90回執行委員会が特定したプロセスに留意し、改定された第2.1章第7部の適用に関して、コーデックス事務局が部会に対して継続的なガイダンスを提供するよう要請することを承認する。

議題 4. 部会の作業

2025 年 10 月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択（ステップ 8、ステップ 5/8）、予備採択（ステップ 5）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議された。審議は、執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮して行われた。

今次総会に各部会から提出されている事項は、第 90 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果、特に記載がない限り、総会に対し、採択を勧告した。

4.1 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

2025 年 10 月に開催された第 8 回 CCSCH から提出された文書¹

事項	概要
最終採択	
乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格案：バニラ（ステップ 8）	第 5 回 CCSCH（2021 年）で、乾燥果実及びベリー形態のスパイスのグループ規格策定の作業開始に合意し（米国の提案）、第 44 回総会（2021 年）で承認された。 第 6 回 CCSCH（2022 年）では、バニラの規格を個別食品規格とすべきとする意見があり、合意に至らなかったことから、グループ規格の中でバニラの規格のみステップ 2/3 に差し戻し、再検討することに合意した。 第 7 回 CCSCH（2024 年）では、多くの課題が解決したもの、いくつかの事項について合意に至らなかったことから、規格原案について、第 47 回総会（2024 年）にステップ 5 で予備採択を諮ることに合意し、未解決の事項についてさらなる検討を行うこととした。 第 8 回 CCSCH では、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ食品添加物部会（CCFA）・食品表示部会（CCFL）による承認を受けた後に、総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。米国は、「第 2.2 項 形状」への「バニラパルプと種子 – バニラ-キャビア」の追加について、国際貿易において既に「バニラ-キャビア」が使用されている中で用語変更は不当かつコスト負担を伴うこと、「第 8.1.3 項 Trade Name」の義務表示について、法的・財政的負担を伴うこと、また、「化学的特性（附属書 I 表 A1）」を種毎の化学的特性に基づき設定することについて、長年の世界の業界慣行に反し

¹ 第 120 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/119.html>

	多大な実施コストがかかることを理由に、それぞれ留保を表明した。 食品添加物条項は第 56 回 CCFA（2026 年）で、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）でそれぞれ承認された。なお、食品表示条項については、第 49 回 CCFL において、米国が 8.3.1 で「Trade Name」の義務表示について留保を表明し、マダガスカルが 8.2.2 で収穫国が任意表示となっていることについて留保を表明した。 第 90 回執行委員会では、バニラの規格案において trade name が義務表示となっているが、これは将来的に前例として扱われるものではなく、バニラの規格のみに適用されるものであり、スパイス及び料理用ハーブ部会のテンプレートを変えることを意図していないということが改めて強調された。また、第 49 回 CCFL からの CCSCH に対する助言（個別食品規格の義務表示規定については原則として包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）に則るべきであり、例外規定を設ける場合には、手続マニュアル第 2.5 章に従い正当化されなければならない）の内容を改めて強調した。 （議論） 米国は、第 8 回 CCSCH と同様、「第 2.2 項 形状」、「第 8.1.3 項 Trade Name」及び「化学的特性（附属書 I 表 A1）」の 3 点について留保を表明した。 また、マダガスカルは、①バニラ規格の収穫国と原産国の表示については、サフランのように十分な議論が行われたわけではないこと、②収穫国（任意表示）と原産国（義務表示）の規定に整合性が取れておらず、トレーサビリティや取引上の透明性の確保の上で問題が生じる可能性があることから、本件は、第 49 回 CCFL で示された 9 つの結論の内容を踏まえ、CCSCH で再度議論が行われるべきであるとして、留保を表明した。カメルーンも、マダガスカルと同様の理由から留保を表明した。 また、マダガスカル・カメルーンに加え、モロッコから、
--	---

	第 49 回 CCFL で 9 つの結論が示された後、バニラ規格の原産国・収穫国表示に関する規定がまだ十分に議論されていないのだから、当該規定を「未定」とした上で最終採択すべきではないかという意見が出た。こうした懸念に対応し、議長からは、規格は全体として最終採択した上で、「第 49 回 CCFL での議論を経て示された 9 つの結論を踏まえ、バニラ規格の原産国・収穫国表示の規定について CCSCH で再度議論することを要請する」といった結論を盛り込むことが提案された。一方、豪州、米国、カナダからは、本議題は純粋に規格案を採択するかしないかを議論するものであるため、それとはまた別の論点である CCSCH での再議論に関する内容を結論に盛り込むことは不要ではないかという意見が出た。また、CCSCH 議長（インド）からは、CCSCH としては本規格全体を今次総会で採択することを推奨しており、収穫国の表示の問題については、本規格とは別に今次総会の議題 7 において議論すべきであると提案した。議論が膠着したことから、議長提案の内容はスクエアブラケットに入れた上で、その可否は議題 7 の後に議論することとした。 議題 7 での議論の結果、上記の議長提案の内容は、議題 7 の結論として盛り込まれることとなり、本議題における結論には、規格の採択・留保に関する事項のみ盛り込まれることとなった。 (結論) 最終採択された。 米国、マダガスカル及びカメルーンが、上述の理由により留保を表明した。
乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格原案：ラージカルダモン（ステップ 5/8）	第 7 回 CCSCH（2024 年）で作業開始に合意し（ブータン及びネパールの提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。 第 8 回 CCSCH では、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けた後に、総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 食品添加物条項は第 56 回 CCFA（2026 年）で、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）でそれぞれ承認された。

	(結論) 最終採択された。
乾燥種子形態のスパイスの規格原案: コリアンダー (ステップ 5/8)	第 7 回 CCSCH (2024 年) で作業開始に合意し (インドの提案)、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。 第 8 回 CCSCH では、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けた後に、総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 食品添加物条項は第 56 回 CCFA (2026 年) で、食品表示条項は第 49 回 CCFL (2026 年) でそれぞれ承認された。 (結論) 最終採択された。
予備採択	
マジョラムの規格原案 (ステップ 5)	第 7 回 CCSCH (2024 年) で作業開始に合意し (エジプトの提案)、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。 第 8 回 CCSCH では、エジプトを議長とする電子作業部会 (EWG) が用意した規格原案について議論し、第 49 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることに合意した。部会ではエジプトを議長、インドを共同議長とする EWG を設置して、合意に至っていない事項を中心に引き続き議論を行うことになった。 なお、食品表示条項は第 49 回 CCFL (2026 年) で承認されたが、食品添加物条項は、食品添加物の一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) の表 3 のみを参照しているが、表 3 を参照可能な食品にはハーブ類が含まれていないことから、第 56 回 CCFA (2026 年) では承認されなかった。 (結論) 予備採択された。
その他	
スパイス・料理用ハーブ規格のテンプレートの更新	第 5 回 CCSCH (2021 年) で、米国を議長とする EWG を設置し、スパイス・料理用ハーブ規格のレイアウトのテンプレートの更新作業を開始することに合意した。 第 6 回 CCSCH (2022 年) では、引き続きテンプレートを慎重に検討し、懸念事項があれば次回会合で検討することに合意した。

	第 7 回 CCSCH（2024 年）では、時間的制約等により議論を行うことができなかったため、米国により用意される更新されたテンプレートの検討を第 8 回 CCSCH に延期することに合意した。 第 8 回 CCSCH では、更新されたテンプレートについて検討を行い、最新のテンプレートを情報文書としてコーデックスウェブサイトに掲載することを、コーデックス事務局に要請することに合意した。 （結論） 今次総会にテンプレートが更新されたことについて情報提供された。
--	--

4.2 食品衛生部会（CCFH）

2025 年 12 月に開催された第 55 回 CCFH から提出された文書²

事項	概要
最終採択	
食品事業者のための食品アレルギー管理における実施規範（CXC 80-2020）の付随的修正	第 55 回 CCFH では、「包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）」の改定作業の完了に伴い、CXC 80-2020 について、特に食物アレルギー若しくはセリアック病の原因となりうる食品及び原料のリスト並びにアレルギー性食品のリストと関連する定義を GSLPF と整合させるために、コーデックス事務局が用意した修正案に基づき検討し、CXC 80-2020 の付随的修正について、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
食品生産・加工における水の安全な使用及び再利用に関するガイドライン（CXG 100-2023）の附属書 II（魚及び水産	第 51 回 CCFH（2019 年）で、食品の生産・加工における水の安全な使用及び再利用について、管轄当局と食品事業者が、目的に適した水（fit-for-purpose）かどうか、微生物学的ハザードに着目し、リスクに基づいて判断する枠組みと実践ツールを示したガイドラインの策定作業の開始に合意し（ホ

² 第 120 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/120.html>

製品)及び附属書 IV(目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術) 原案 (ステップ 5/8)	ンジュラスの提案)、第 43 回総会 (2020 年) で承認された。 第 54 回 CCFH (2024 年) では、附属書 II をステップ 2/3 に差し戻し再検討すること及び附属書 IV を新たに設けることに合意した。 第 55 回 CCFH では、附属書 II 及び附属書 IV をステップ 5/8 で最終採択し CXG 100-2023 に組み込むことについて、第 49 回総会に諮ることに合意した。 (CXG 100-2023 の一般セクション及び附属書 I (生鮮農産物) は第 53 回 CCFH (2023 年) で合意し、第 46 回総会 (2023 年) で最終採択されている。また、附属書 III (乳及び乳製品) は第 54 回 CCFH で合意し、第 47 回総会 (2024 年) で最終採択されている。) (結論) 最終採択された。
CXG 100-2023 の一般セクション及び附属書 I、III の修正	第 55 回 CCFH は、CXG 100-2023 の一般セクション及び附属書 I、III に対し、附属書 IV との相互参照に関する修正を行うことについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
「家畜牛の肉における無鉤状虫 (<i>Taenia saginata</i>) の管理に関するガイドライン (CXG 85-2014)、イノシシ科動物の肉における <i>Trichinella</i> 属の管理に関するガイドライン (CXG 86-2015) 及び食品由来寄生虫の管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 88-2016) の修正	第 45 回総会 (2022 年) で食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) の改定案が採択された際に、CXC 1-1969 はコーデックスの食品衛生に関する文書の基本であり多くの文書に参照されていることから、総会から CCFH に対して文書の整合化を図るよう要請があったもの。 第 55 回 CCFH は、CXG 85-2014、CXG 86-2015 及び CXG 88-2016 の 3 文書について、CXC 1-1969 との整合性の確保に関する議論を行い、当該 3 文書の修正について、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。

鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン(CXG 78-2011)の改定（ステップ 5/8）	第 54 回 CCFH（2024 年）で、サルモネラ属菌とカンピロバクターに関連した食中毒の発生状況や、鶏肉及び関連業界の継続的な成長の重要性を考慮し、食鳥処理前後の介入措置、実践的な介入措置、微生物学的モニタリング、及び病原体の同定手法等の整理を目的としたガイドラインを作成する作業の開始に合意し（米国、ブラジル、ホンジュラス及びニュージーランドの提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。 第 55 回 CCFH は、米国を議長、豪州、ブラジル、デンマーク、ホンジュラス及びインドを共同議長とする EWG 及び物理的作業部会（PWG）が用意した改定ガイドライン原案を基に議論し、FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）の最新の科学的助言を反映した包括的な改定を進め、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 （議論） オブザーバー機関である European Network of Childbirth Associations（ENCA）から、本ガイドラインに限らず他のガイドライン等にも共通する点であるが、業界が自らの遵守状況を自ら検証することになりかねないため、業界の工程管理システムに関する特定の検証活動を実施する権限を有する機関の中に業界団体を含めるべきではなく、政府当局によって実施されるべきである旨の発言があった。 また、ペルーから、化学農薬に関する記載について、農薬そのものの一般的な使用許可ではなく、農薬の個々の使用ごとに承認が必要であると解釈される可能性があるとの指摘があり、これに対し CCFH の議長から、農薬の一般的な使用に関する要件を対象としている旨の説明がなされた。 （結論） 最終採択された。
食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関する	第 54 回 CCFH（2024 年）で、調理済み食品中にリステリア・モノサイトゲネスが存在することによって疾病が発生する可能性を最小限にとどめるため、調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理のための枠組みについて、政

ガイドライン（CXG 61-2007）の改定（ステップ 5/8）	府機関に助言を提供することを目的としたガイドラインを作成する作業の開始に合意し（カナダ、フランス及び米国の提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。 第 55 回 CCFH は、米国を議長、カナダ、中国及びフランスを共同議長とする EWG が用意した改定ガイドライン原案を基に議論した。JEMRA の最新の科学的進展と勧告を考慮してガイドラインの改定を進めることで広く支持が得られ、いくつか示された懸念について検討を行い、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
----------------------------------	--

4.3 油脂部会（CCFO）

2026 年 2 月に開催された第 29 回 CCFO から提出された文書³

事項	概要
最終採択	
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（CXC 36-1987）の修正及び改定	第 23 回 CCFO（2013 年）で、CXC 36-1987 の「附属書Ⅱ：許容される前荷⁴のリスト」の見直しを今後の油脂部会の常設議題とすることに合意した。 第 29 回 CCFO は、マレーシアを議長とする EWG の勧告について検討を行った結果、「高度精製食用グレードミネラルオイル（中・低粘度）」に鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）の上限値を設定せず現行維持すること、「ミネラルオイル（高・中粘度）」に「食品用高度精製品」と追記した上で附属書Ⅱに維持すること、硝酸は当面附属書Ⅲ（禁止リスト）に維持すること、エタノールの記載は修正せず現行維持することとし、附属書Ⅱの修正案について、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。EU は、「ミネラルオイル（高・中粘度）」の附属書Ⅱへの維持について、遺伝毒性発がん性が疑われる MOAH が含まれる可能性による健康リスクに対する懸念を示した。また、エタノールの記載の現行維持について、リスク評価されていない変性剤を含む変性エタノールまで許容

³ 第 122 回コーデックス連絡協議会文書参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_260422_01.pdf

⁴ 食用油脂をバルク（液体等の貨物を梱包されていない状態で輸送する形態）で輸送する際、当該食用油脂を運ぶ前に同じ船舶等で運んでいた貨物のこと。

	される可能性が懸念され、許容される変性剤は附属書Ⅱに掲載される物質に限定すべきとして、留保を表明した。 (結論) 最終採択された。 EU が、第 29 回 CCFO で示したものと同様の理由から留保を表明した。また、EU と同様の理由から、コロンビア、ノルウェー及びスイスが留保を表明した。
予備採択	
微生物由来オメガ-3 油の規格 (ステップ 5)	第 28 回 CCFO (2024 年) は、微生物由来オメガ-3 油の規格の策定作業の開始に合意し (オブザーバーの The Global Organization for EPA and DHA omega-3s の提案)、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。 第 29 回 CCFO は、米国を議長、中国を共同議長とする EWG が用意した規格原案を基に議論を行い、規格原案について、第 49 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることに合意した。また、米国を議長、中国を共同議長する EWG を設置して、合意にいたっていない品質パラメータ等の事項を中心に引き続き議論を行うことになった。 なお、食品表示条項は第 49 回 CCFL (2026 年) において承認された。食品添加物条項は、第 56 回 CCFA (2026 年) において、適切な食品分類がまだ割り当てられていないことから現時点では承認されず、GSFA に関する EWG で検討を行うこととなった。分析・サンプリング法条項 (水分及び揮発分の分析法の 2 つの異なる Type I 分析法の整理) は第 45 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) (2026 年) での検討の結果、両分析法は妥当性確認済みだが乾燥温度条件が異なることから、①両法を温度条件付きでそれぞれ Type I 分析法として承認する案、②1 法のみ採用する案を CCFO で再検討することとなった。②の場合は、オメガ-3 油の酸化を考慮し、低温条件の ISO 662 がより保守的との意見が付された。 このほか、汚染物質条項 (食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF) (CXS 193-1995) に設定されている食用油脂中のヒ素及び鉛の最大基準値を当該規格へも拡張) の承認については第 19 回食品汚染物質部会 (CCCCF) (2026 年 10 月予定) で検討予定。

	また、本規格の最終採択までに、個別食品規格がない食用油脂の規格（CXS 19-1981）から微生物由来オメガ-3 油が対象外となるよう改定される予定。 （結論） 予備採択された。
--	---

4.4 分析・サンプリング法部会（CCMAS）

2026 年 3 月に開催された第 45 回 CCMAS から提出された文書⁵

事項	概要
最終採択	
分析法、分析法の性能規格、サンプリングプラン：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への収載	第 45 回 CCMAS は、CCCF、アジア地域調整部会（CCASIA）、近東地域調整部会（CCNE）、CCSCH、CCFO から提出された分析・サンプリング法について検討を行い、一部を除いて承認し、CXS 234-1999 への収載、CXS 234-1999 からの廃止及び個別食品規格からの廃止について、第 49 回総会に諮ることに合意した。 魚類・水産製品、油脂、穀類・豆類及び由来製品の個別食品規格について、コーデックス事務局が修正作業を進める過程で、本来 CXS 234-1999 に移行されるべき分析法が移行されていない等の課題が特定されたため、第 45 回 CCMAS で検討することとしていた。第 45 回 CCMAS における議論の結果、該当する分析法の採択・廃止について第 49 回総会に諮り、採択された分析法について CXS 234-1999 に収載すること及び個別食品規格を修正することに合意した。 第 44 回 CCMAS（2025 年）で、キノアを対象とするタンパク質分析法（ISO 1871）を Type IV 分析法から Type I 分析法に変更することについて議論を行ったが、合意に至らなかったため、第 45 回 CCMAS にて再検討することとしていた。第 45 回 CCMAS における議論の結果、キノアを対象とするタンパク質分析法としての ISO 1871 を Type IV に維持することに合意した。この決定にペルーが留保を表明した。また、デヘナを対象とするタンパク質分析法として、ISO 1871 が

⁵ 第 122 回コーデックス連絡協議会文書参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_260422_01.pdf

	Type I 分析法として既に承認されている点について、今回の議論を踏まえ Type IV に変更することとし、修正について第 49 回総会に諮ることに合意した。 第 44 回 CCMAS で、糖及びはちみつの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。第 45 回 CCMAS における議論の結果、一部の分析法の採択・廃止について第 49 回総会に諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。 なお、オメガ-3 油の分析法については、今次総会の議題 4.3 で予備採択された微生物由来オメガ-3 油の規格の最終採択が行われた後に CXS 234-1999 に反映されることが確認された。
既存のコーデックス文書の廃止	
分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の分析法	(一部の CXS 234-1999 及び個別食品規格からの分析法の廃止に関する議論については、上述も参照。) 第 42 回 CCMAS (2023 年) で、フルーツジュースの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。第 45 回 CCMAS における議論の結果、妥当性確認のための性能評価データが存在しないこと等が判明した分析法を CXS 234-1999 から廃止することについて、第 49 回総会に諮ることに合意した。 (結論) 廃止された。

4.5 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

2026 年 3 月に開催された第 28 回 CCRVDF から提出された文書⁶

事項	概要
最終採択	
ラクダ科動物への MRL の外挿：	ラクダ科動物の各種組織及び乳へのイベルメクチンの MRL 外挿案について、英国を議長、コスタリカを共同議長

⁶ 第 122 回コーデックス連絡協議会文書参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_260422_01.pdf

・乳のイベルメクチン ・筋肉、肝臓、腎臓、乳のテトラサイクリン類（クロルテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン及びテトラサイクリン） (ステップ 5/8)	とする EWG からは、外挿規準を満たさないため外挿は不可とする勧告がされたが、第 28 回 CCRVDF での議論において、乳には外挿に係る個別規準が適用されることが指摘され、乳について当該個別規準を満たしていることが確認された。そのため、ラクダ科動物の乳を対象としたイベルメクチンの外挿 MRL について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 ラクダ科動物の各種組織及び乳へのオキシテトラサイクリンの MRL 外挿案について、EWG からは、オキシテトラサイクリンの既存の MRL が、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンも含めたテトラサイクリン類の一つとして設定されていることなどから、テトラサイクリン類としての外挿 MRL を設定することについて勧告がされた。第 28 回 CCRVDF での議論の結果、テトラサイクリン類としての MRL の外挿に十分な科学的根拠が認められたため、ラクダ科動物の各種組織及び乳を対象としたテトラサイクリン類の外挿 MRL について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 (議論) 以下の加盟国が採択に不支持を表明した。 ・ロシア：ラクダ科動物の各種組織及び乳を対象としたテトラサイクリン類及びイベルメクチンの外挿 MRL について、これらの物質の含有量が厳しく制限されているロシア及びユーラシア経済連合の食品安全基準と整合しないため。 ・カザフスタン：ラクダ科動物の各種組織及び乳を対象としたテトラサイクリン類の外挿 MRL について、自国の食品安全基準と整合しないため。 (結論) 最終採択された。 ロシア及びカザフスタンが、上述の理由から留保を表明した。
適用できるコーデックス MRL がない場合に、動物用医薬品の飼料中	第 27 回 CCRVDF (2024 年) で、ガイドラインの作成の新規作業開始に合意し、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。 第 28 回 CCRVDF では、カナダを議長、豪州及び米国を共

の不可避かつ非意図的なキャリーオーバーによる食品中の動物用医薬品の残留の検出に対処するために推奨されるリスクに基づく対応に関するガイドライン（ステップ 5/8）	同議長とする EWG が用意したガイドライン原案を基に議論を行い、修正したガイドライン原案について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 （議論） 以下の加盟国が懸念を示した。 ・フィリピン：ガイドライン案において、キャリーオーバーのアクションレベルの 10 倍を閾値としていることに懸念。この閾値がスクリーニングツールであることを認識しつつも、すべての動物用医薬品に単一の固定乗数を適用することは、飼料製造システムにおける個々の化合物の安定性、持続性、キャリーオーバー特性の違いを十分に反映できない可能性がある。 （結論） 最終採択された。
鶏卵中のナイカルバジン及びラサロシドのアクションレベル（ステップ 5/8）	第 27 回 CCRVDF（2024 年）で、鶏卵中のナイカルバジン及びラサロシドのアクションレベル設定の新規作業に合意し、第 47 回総会（2024 年）で承認された。 第 28 回 CCRVDF では、カナダを議長、豪州及び米国を共同議長とする EWG が用意したアクションレベル原案について議論を行い、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 （議論） 以下の加盟国が採択に不支持を表明した。 ・ロシア：鶏卵中のナイカルバジン及びラサノシドのアクションレベルについて、ロシアおよびユーラシア経済連合の食品安全基準において、ラサノシドの MRL はより低い値が設定され、ナイカルバジンの使用は許可されていないことと整合しないため。 ・カザフスタン：鶏卵中のナイカルバジンのアクションレベルについて、自国の食品安全基準と整合しないため。 （結論） 最終採択された。

	ロシア及びカザフスタンが、上述の理由から留保を表明した。
テトラサイクリン類とシペルメトリン類の名称を整合させるための食品残留動物用医薬品の最大残留基準及びリスク管理に関する勧告（CXM2）の編集上の修正	CXM2 に、外挿 MRL がテトラサイクリン類、シペルメトリン類として設定されることを明確化するための編集上の修正を行うもの。 CXM2 の修正について、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。

4.6 食品添加物部会（CCFA）

2026 年 4 月に開催された第 56 回 CCFA から提出された文書

事項	概要
最終採択	
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（ステップ 5/8）	第 56 回 CCFA において、JECFA 事務局から、第 100 回 JECFA 会合（2025 年 6 月）の結果、4 種類の食品添加物及び 7 種類の加工助剤の仕様書を作成し、2 種類の食品添加物の仕様書を改定したことが報告された。全ての仕様書の作成及び改定について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改定	第 56 回 CCFA は、GSFA の食品添加物条項案及び原案並びに改定案について、第 49 回総会に最終採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
食品添加物の分類名称と国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改定原案（ステップ 5/8）	CXG 36-1989 に掲載する食品添加物の追加及び既に CXG 36-1989 に掲載されている食品添加物の分類及び用途の記載の改定を行うもの。第 56 回 CCFA は、改定原案について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。

	(結論) 最終採択された。
食品分類 (FC) 06.8.1 のカロテノイド関連食品添加物に関する条項に付随する脚注の挿入 FC 06.8.1 のパプリカ抽出物の使用に関する食品添加物条項の改定 FC 06.8.1 のタートラジンに付随する脚注の訂正	第 56 回 CCFA は、他部会及びコーデックス事務局から負託された事項について検討を行い、GSFA の FC 06.8.1 のカロテノイド関連食品添加物に関する条項に付随する脚注を挿入すること、FC 06.8.1 のパプリカ抽出物の使用に関する食品添加物条項を改定すること、FC 06.8.1 のタートラジンに付随する脚注を訂正することについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
CCASIA の 1 規格、CCNE の 1 規格及び CCSCH の 3 規格の承認に関連した GSFA の食品添加物規格の改定	第 56 回 CCFA において、CCASIA の 1 規格⁷、CCNE の 1 規格⁸及び CCSCH の 3 規格⁹の食品添加物条項案の承認に伴い、GSFA の関連条項を個別食品規格と整合させるための改定を行うことについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) の 3 規格、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) の 2 規格、北米・大洋州地域調整部会 (CCNASWP) の 2 規格及び CCPFV の 1 規格の整合に関連した GSFA	第 56 回 CCFA において、CCAFRICA の 3 規格¹⁰、CCLAC の 2 規格¹¹、CCNASWP の 2 規格¹²及び CCPFV の 1 規格¹³の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合について議論が行われ、整合に伴う GSFA の改定について、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 また、FC 08.2 のステビオール配糖体に関する条項に、脚注が欠けていることが指摘されたことから、当該条項に脚注を挿入することについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。

⁷ 急速冷凍餃子の地域規格

⁸ マアムールの地域規格

⁹ 乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格：バニラ、乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格：ラージカルダモン、乾燥種子形態のスパイスの規格原案：コリアンダー

¹⁰ 発酵加熱キャッサバ加工品の地域規格 (CXS 334R-2020)、グネツム属の生鮮葉の地域規格 (CXS 335R-2020)、乾燥肉の地域規格 (CXS 350R-2022)

¹¹ クラントロ・コヨーテの地域規格 (CXS 304R-2020)、ルクマの地域規格 (CXS 305R-2011)

¹² 水と混合して飲料として使用されるカバ製品の地域規格 (CXS 336R-2020)、発酵ノニ果汁の地域規格 (CXS 356R-2023)

¹³ 果汁及びネクターの一般規格 (CXS 247-2005)

の食品添加物条項の改定 FC 08.2 のステビオール配糖体に関する食品添加物条項の改定	(結論) 最終採択された。
ナイシン (INS 234) からナイシン A (INS 234(i)) への変更に伴う GSFA への修正	INS に、ナイシン (INS 234) の小項目としてナイシン A (INS 234(i)) を追加したことに伴い、GSFA に対応する修正を加えることについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
パン用酵母の規格原案の採択に伴う GSFA の改定	第 56 回 CCFA で合意された、パン用酵母の規格原案の最終採択に伴い、GSFA の関連条項を当該規格に整合させるための改定を行うことについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
CCAFRICA の 3 規格、CCNASWP の 2 規格及びココア製品・チョコレート部会 (CCCPC) の 1 規格の食品添加物条項の改定	GSFA との整合に伴い、CCAFRICA の 3 規格¹⁴、CCNASWP の 2 規格¹⁵及び CCCPC の 1 規格¹⁶の食品添加物条項を改定することについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
ラズベリー缶詰の規格 (CXS 60-1981) 及びイチゴ缶詰の規格 (CXS 62-1981) の食品添加物条項の改定	第 55 回 CCFA (2025 年) において、CXS 60-1981 及び CXS 62-1981 においてエリスロシンの使用が認められているものの、JECFA によるエリスロシンの評価では、当該規格に準拠する食品が暴露評価に含まれていないことが指摘され、回付文書によりエリスロシンの実際の使用状況について情報収集することに合意した。

¹⁴ 発酵加熱キャッサバ加工品の地域規格 (CXS 334R-2020)、グネツム属の生鮮葉の地域規格 (CXS 335R-2020)、乾燥肉の地域規格 (CXS 350R-2022)

¹⁵ 水と混合して飲料として使用されるカバ製品の地域規格 (CXS 336R-2020)、発酵ノニ果汁の地域規格 (CXS 356R-2023)

¹⁶ ココアバターの規格 (CXS 86-1981)

	第 56 回 CCFA では、回付文書への回答も考慮して議論を行い、CXS 60-1981 及び CXS 62-1981 の許可される食品添加物のリストからエリスロシンを削除することについて、第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
パン用酵母の規格原案 (ステップ 5/8)	第 54 回 CCFA (2024 年) で作業開始に合意し (中国の提案)、第 47 回総会 (2024 年) で承認された。 第 55 回 CCFA (2025 年) では、中国を議長、フランス及びトルコを共同議長とする EWG が用意した規格原案を基に議論を行い、合意に至らない論点が多く残ったことから、ステップ 2 に差し戻され、EWG にて規格原案を再検討することになった。 第 56 回 CCFA では、EWG が用意した規格原案を基に議論を行い、修正を加えた規格原案について、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 食品表示条項は第 49 回 CCFL (2026 年) において承認された。 (結論) 最終採択された。
既存のコーデックス文書の廃止	
GSFA の食品添加物条項	第 56 回 CCFA で合意された GSFA の既存の食品添加物条項の案及び原案の最終採択に伴い、関連する条項を廃止するもの。 (結論) 廃止された。
作業中止	
GSFA の食品添加物条項 案及び原案	第 56 回 CCFA で規格策定作業を中止することに合意された GSFA の食品添加物条項の案及び原案。 (結論) 中止された。

以上の作業（特にパン用酵母の規格に係る作業）に関し、ウガンダは、加盟国からのニーズに時宜を得て対応しており、効率の良い作業であると評価した。

4.7 食品表示部会（CCFL）

2026 年 5 月に開催された第 49 回 CCFL から提出された文書

事項	概要
最終採択	
包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルギー表示（PAL）の使用に関するガイドライン（ステップ 8）	第 45 回 CCFL（2019 年）で、GSLPF のアレルギー関連規定を見直すとともに、PAL の使用に係るガイドラインを策定する作業の開始に合意し（豪州、英国及び米国の提案）、第 42 回総会（2019 年）で承認された。 第 48 回 CCFL（2024 年）では、「目的」、「適用範囲」及び「定義」のセクションについて合意されたため、ガイドライン原案について、第 47 回総会（2024 年）にステップ 5 で予備採択を諮り、その他のセクションについて検討を継続することとされた。 第 49 回 CCFL では、残りの論点について議論を行い、修正を加えたガイドライン案で合意に至ったことから、第 49 回総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。なお、第 49 回 CCFL では、タイが一般原則 4.3（PAL を使用する場合）に十分な柔軟性が確保されていないことに懸念を表明し、留保した。 （議論） タンザニア、ガンビア、パラグアイは、本ガイドラインの最終採択に対する支持を表明した。 タイは、ガイドライン案の採択に反対はしないことを示しつつ、第 49 回 CCFL と同様に、一般原則 4.3 に関し留保した。表 4.3.1 に示された参照用量の適用義務について、同国の小規模事業者にとって実施は容易ではないこと、現在利用可能な分析法は大部分が専有的でマトリックス依存性があり、広く利用可能ではないため、貿易上の技術障害及び不適切な PAL の使用が生じることに懸念を示し、留保を表明した。 Institute of Food Technologists（IFT）は、アレルギー性食品や食品消費パターンに係る科学的知見が進化し続けている

	ことから、CCFL に対し、FAO/WHO の専門家機関と協力して、5 年以内に予防的アレルギー表示の科学的根拠（参照用量やアクションレベル閾値を含む）を再検討することを提案した。この提案に対し、WHO は、食品アレルギーに係る FAO/WHO 専門家会議により、加盟国が新たな科学的証拠を考慮し、参照用量やアクションレベルを適切に調整することが可能であるため、再検討の年数の設定は不要と考えられると述べた。 （結論） 最終採択された。 タイが、一般原則 4.3 に関し、上記の理由により留保を表明した。
包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の修正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規定（ステップ 5/8）	第 47 回 CCFL（2023 年）で作業開始に合意し（コロンビアの提案）、第 46 回総会（2023 年）で承認された。 第 48 回 CCFL（2024 年）では、コロンビアを議長、ジャマイカを共同議長とする EWG が用意した修正原案を基に議論を行ったが、「用語の定義」の修正内容について意見がまとまらなかったため、ステップ 2/3 に差し戻し、さらなる検討を行うことに合意した。 第 49 回 CCFL では、コロンビアを議長、カナダ、インド及びジャマイカを共同議長とする EWG が用意した修正原案を基に議論を行い、所要の修正を加えた上で、第 49 回総会にステップ 5/8 で採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン（ステップ 5/8）	本作業は、COVID-19 パンデミックの最中、多くの国及び関係当局がコーデックスのガイドラインなしに一時的な柔軟性を提供した経験を踏まえ、第 48 回 CCFL（2024 年）で作業開始に合意し（米国の提案）、第 47 回総会（2024 年）で承認された。 第 49 回 CCFL では、米国を議長とする EWG が用意したガイドライン原案を基に議論を行い、修正を加えたガイドライン案で合意に至ったことから、第 49 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。

	(議論) カーボベルデは、ガイドライン案に関し、関係当局を支援し、危機時の食料供給を担保する上で重要であると理解するものの、文書案の更なる検討が必要と述べ、緊急時における表示の柔軟性の適用は政府当局により厳しく制限されるべきであると強調した。また、乳児用調製乳や乳幼児向け食品は、緊急時の表示の柔軟性の適用から除外すべきと強調し、留保を表明した。 同様に、いくつかのオブザーバー (International Lactation Consultant Association (ILCA)、ENCA、World Public Health Nutrition Association (WPHNA)、International Baby Food Action Network (IBFAN)、National Health Federation (NHF) は、乳幼児向け食品に関し、緊急時の表示の柔軟性の適用から除外すべきと強調した。 これに対し、米国、ガンビア、ウガンダ、カナダ、パナマ及びニュージーランド等の多くの加盟国並びに International Special Dietary Foods Industries (ISDI)、Specialised Nutrition Europe (SNE) 及び CAB International (CABI) は、採択に支持を表明した。 WHO は、緊急時に安全で栄養価の高い食品へのアクセスを促進するためのガイドラインの目的を支持しつつ、採択前に更なる議論が必要であると述べた。また、消費者の健康保護の視点から、乳児用調製乳、乳幼児向け食品、特別な医療目的の食品及び特定の食事ニーズを持つ個人向け製品をガイドラインの適用範囲から除外することを提案した。さらに、非感染性疾患への潜在的な影響への考慮及び緊急事態後の管理に関し、より明確な規定の提供の必要性を強調した。 CCFL 議長 (カナダ) は、当該ガイドライン案が乳幼児等の脆弱な人口に向けた食品を網羅しており、EWG 及び第 49 回 CCFL で広範かつ透明なプロセスにより作成されたと説明した。また、ガイドライン案は、作業中の戦略的フォワードプランにおける能力開発活動の検討に含まれていると言及した。 (結論)
--	---

	最終採択された。 カーボベルデは、上記の理由から留保を表明した。。
--	--------------------------------------

4.8 魚類・水産製品部会（CCFFP）

2026 年 4～5 月に開催された第 37 回 CCFFP（Working by correspondence: 電子的作業のみによる部会）から提出された文書

事項	概要
最終採択	
ツナ及びカツオ缶詰の規格（CXS 70-1981）、イワシ缶詰の規格（CXS 94-1981）及び急速冷凍ロブスターの規格（CXS 95-1981）の製品定義の分類学的更新	FAO から CXS 70-1981、CXS 94-1981 及び CXS 95-1981 のスコープに定められている製品の定義について、最新の分類学を踏まえた更新の必要性の指摘があったもの。第 37 回 CCFFP は当該規格の分類学的な更新について、手続マニュアルの規定に基づき第 49 回総会に採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
予備採択	
海苔製品の地域規格（アジア）の国際規格化（ステップ 5）	第 23 回 CCASIA（2025 年）において、第 48 回総会（2025 年）に新規作業提案の承認を諮ることに合意し（韓国の提案）、第 48 回総会で新規作業承認され、CCFFP で作業が進められることとなった。また、総会において、スコープを拡大する必要性について議論になったことから、今後スコープを変更する必要がある場合には、CCFFP から総会に報告することにも合意された。 第 37 回 CCFFP では、本規格のスコープが主要な論点となった。部会の事前に各国に配付された回付文書においては、①現行のスコープを維持すべき（日本、韓国）、②現行規格に規定されている <i>genus Pyropia</i> に加えて <i>Porphyra</i> も対象とすべき（EU、ノルウェー、ニュージーランド）、③海苔以外の様々な種類の海藻もスコープに含めるべき（エジプト、インドネシア等）という意見が示された。これに対し、韓国から、②は受入れ可能だが、③については別作業として提案されるべきとの意見があった。さらに、日本からは、(1) <i>Porphyra</i> を含むことは否定しないが、本規格の対象が乾燥品のみに限定されることが担保されるべき、(2)海苔以外の海藻については

	スコープに入れるべきではない旨発言した。結果、スコープについては、(1)現行の <i>genus Pyropia</i> に加えて <i>Porphyra</i> も加えつつ、(2)本規格は乾燥品のみに適用されるものであるということが「1.スコープ」の最終文に明示的に記載されることとなった。 さらに、その他の部分についても、韓国が用意した規格原案を基に検討が行われた。結果、各国からの意見を踏まえて所要の修正を行うことが合意されたが、表示に関する事項（意図せず混入した他海藻原料の表示、重量（枚数）の表示）等については、引き続き検討が必要という結論に至った。以上を踏まえ、表示に関する事項等をスクエアブラケットに入れ仮置きとした上で、第 49 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることに合意した。 なお、上記のスクエアブラケットの条項について議論するため EWG が設置されることとなり、韓国が議長、日本及び中国が共同議長を務めることとなった。 また、この議論に関連し、CCCF に、海藻類の汚染物質（重金属、ヨウ素、海洋生物毒素）について、JECFA による安全性評価の必要性を検討するよう通知することにも合意した。 （議論） 今次総会では、タイから、議場配布文書（CRD14）に即し、予備採択には反対しないものの、以下の問題意識があるとの発言があった。 ① 第 37 回 CCFFP での議論を踏まえて追加された「1.スコープ」の最終文（This standard applies only to dried type laver products.）について、本規格の対象には乾燥海苔（Dried laver product）だけでなく、焼き海苔（Roasted laver product）と味付け海苔（Seasoned laver product）も含まれるということが明確に分かるような書きぶりとすべき。 ② 「9.包装（Packaging）」のセクションについて、手続マニュアル第 2.6 章に定めのある個別食品規格のフォーマットには「包装」のセクションはなく、また、包装については食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）に既に横断的な規定があることから、個別食品規格において「包装」のセクションを特設設けることが必要かどうか再検討する必要がある。
--	--

	③ 第 37 回 CCFFP では、海藻類の重金属、ヨウ素、海洋生物毒素の JECFA による安全性評価の必要性について検討するよう CCCF に要請することに合意したが、このうちヨウ素については、CCCF での議論の対象となる汚染物質とは性質が異なると考えられるため、CCCF での議論が妥当であるかどうか更に検討が必要である。 日本及び韓国は、現在の規格案は第 37 回 CCFFP で十分に議論されたものであり、案のとおり予備採択を支持する旨発言した。また、我が国からは、現在はまだステップ 5 の段階にあり、タイから示された点を含め、技術的な論点は今後の EWG 及び部会において更なる検討が可能であることを指摘した。 (結論) 予備採択された。
--	--

4.9 その他の部会からの規格（関連部会での承認の要件が達成されたもの）

2025 年 3 月以降に開催された上記以外の部会において、関連部会による条項の承認を受けることを前提に総会に採択を諮ることが合意され、関連部会において条項が承認された規格。

事項	概要
生鮮果実・野菜部会（CCFFV）	
生鮮カレーリーフの規格原案（ステップ 5/8）	第 22 回 CCFFV（2022 年）で作業開始に合意し（インドの提案）、第 45 回総会（2022 年）で承認された。 第 23 回 CCFFV（2025 年）では、最終採択の前に食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けることを前提に、総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。 食品添加物条項は第 55 回 CCFA（2025 年）で、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）でそれぞれ承認された。 (結論) 最終採択された。
CCASIA	
急速冷凍餃子の地域規	第 21 回 CCASIA（2019 年）で作業開始に合意し（中国の

格案（ステップ 8）	提案)、第 43 回総会（2020 年）で承認された。 第 22 回 CCASIA（2022 年）では、概ね規格原案に合意がなされたが、食品添加物条項で参照する GSFA の食品分類に関する議論がまとまらず、食品添加物条項全体をスクエアブラケットに入れ仮置きとした上で、第 46 回総会（2023 年）に予備採択を諮ることに合意した。 第 23 回 CCASIA（2025 年）では、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けた後に、総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。 なお、食品添加物条項、食品表示条項、サンプリングプランについてそれぞれ第 56 回 CCFA、第 49 回 CCFL、第 45 回 CCMAS（いずれも 2026 年）に承認を求められた際、以下の議論があった。 ・食品添加物条項：CCASIA からは、一部の添加物について、GSFA 上「即席めんのみ使用可」とする注釈が付されていたところ、これを改定し餃子にも使用可とする提案を行っていたが、第 56 回 CCFA において、EU から、これは用途拡大に該当する可能性があるものの、技術的正当性の確認等の必要な手続きが行われていないとの指摘があったため、これらの添加物を含まない形で承認された。 ・食品表示条項：第 49 回 CCFL では特段の修正なく承認されたが、米国から餃子の具材の、食品の名称への表示が任意となっていることについて、承認に異議はないものの、GSLPF において食品の名称に加えて当該食品の性質が特定できるような追加情報の表示を求めていることと整合しないのではないのかという指摘がされるとともに、将来的に規格を策定する際、GSLPF を明確に参照することを検討するよう提案された。第 49 回 CCFL は、各部会に対し、食品の名称に関する GSLPF の規定の適用を慎重に検討し、必要に応じて追加情報を組み込むよう助言することに合意した。 ・サンプリングプラン：第 45 回 CCMAS では特段の修正なく承認されたが、ニュージーランドから、CCASIA から承認を求められた 8 つの地域規格について、生産者リスクしか考慮していない ISO 規格ではなく、消費者リスク（規格を満たしていないロットを誤って合格とする確率。統計学上の用語
-------------------	--

	であり、コーデックスで一般的に使われる食品安全に係る「リスク」とは異なる）も考慮して両者のバランスを踏まえ統計学的に妥当となるよう、サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）に記載されたプロセスに基づき策定すべきとの懸念が示された。第 45 回 CCMAS は今次会合において示された懸念を CCASIA に情報提供するとともに、CXG 50-2004 に沿ってサンプリングプランの見直しを検討するよう助言することに合意した。¹⁷ （結論） 最終採択された。
CCNE	
マアムールの地域規格案（ステップ 8）	第 10 回 CCNE（2019 年）で作業開始に合意し（サウジアラビアの提案）、第 43 回総会（2020 年）で承認された。 第 11 回 CCNE（2023 年）では、品質要件と分析法以外の箇所合意し、第 46 回総会（2023 年）に予備採択を諮ることに合意した。 第 12 回 CCNE（2025 年）では、食品添加物条項・食品表示条項についてそれぞれ CCFA・CCFL による承認を受けた後に、総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。 食品添加物条項は第 56 回 CCFA（2026 年）で、食品表示条項は第 49 回 CCFL（2026 年）でそれぞれ承認された。 （結論） 最終採択された。

議題 5. 新規作業提案

2025 年 10 月以降に開催された部会において今次総会に新規作業提案の承認（ステップ 1）を諮ることになった文書及び加盟国・機関からの新規作業提案が審議された。審議は、第 90 回執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮して行われた。

(1) 各部会からの新規作業提案

事項	概要
CCFO	

¹⁷ 第 122 回コーデックス連絡協議会文書参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_260422_01.pdf

名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改定 ・シアバターの追加	第 29 回 CCFO (2026 年) にオランダから提案され、作業開始に合意した。第 49 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG (議長: ナイジェリア、共同議長: ガーナ、インド、オランダ) により規格原案の作成作業が行われる。
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改定 ・高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更	第 29 回 CCFO (2026 年) にイランから提案され、作業開始に合意した。第 49 回総会において新規作業提案が承認された場合、コーデックス事務局が、ステアリン酸含量の下限値に関する意見や関連データを収集するための回付文書を発出し、イラン及びロシアにより分析が行われる。
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改定 ・シーバックソーンパ ルプ油及びシーバック ソーンシード油の追加	第 29 回 CCFO (2026 年) にモンゴル及び中国から個別食品規格の策定が提案され、議論の結果、CXS 210-1999 へ追加する方針での作業開始に合意した。第 49 回総会において新規作業提案が承認された場合、EWG (議長: モンゴル、共同議長: 中国) により規格原案の作成作業が行われる。
CCRVDF	
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト案	第 28 回 CCRVDF (2026 年) において修正された JECFA による評価のための動物用医薬品の優先リストの承認を諮るもの。
CCFA	
GSFA の新規食品添加物条項の提案	第 56 回 CCFA (2026 年) において提案された、GSFA への新規食品添加物条項の収載及び既存の条項の改定に関する作業 (ステップ 3、ステップ 2)。
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト案	第 56 回 CCFA (2026 年) で修正された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るもの。

(議論)

第 90 回執行委員会では、部会からの新規作業提案については、全て今次総会において承認することが勧告された。併せて、以下の指摘があった。

- ・ 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改定 (シアバターの追加) の作業については、非精製シアバターのアフリカ地域規格 (CXS 325R-2017) が既に存在するため、将来的に整合性を図る必要がある。

- ・ CXS 210-1999 の改定作業（高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更）については、手続マニュアル第 2 章第 7 部に従えば、「改定」（revision）ではなく「修正」（amendment）として整理することが妥当である。

今次総会では、第 90 回執行委員会からの勧告は広範な支持を得た。その上で、以下の議論があった。

- ・ CXS 210-1999 へのシアバターの追加の作業については、シアバターの原産地域であるアフリカ諸国（ナイジェリア、ウガンダ、コートジボワール、ガーナ、ケニア、南スーダン、タンザニア）から、シアバターの地域経済・国際貿易における重要性に鑑み、本作業の開始を積極的に支持するとの発言があった。
- ・ CXS 210-1999 の高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更の作業については、ロシアから、ヒマワリ油の主要な生産国として、貿易障壁を除くことが重要であることから、本作業を積極的に支持するとの発言があった。
- ・ アルゼンチンから、CXS 210-1999 の改定の作業に必要なデータを加盟国から積極的に提出してほしいとの呼びかけがあった。
- ・ CCRVDF 及び CCFA から提出されている優先リスト案自体に特段の意見は出なかったものの、カメルーン及び CABI から、JECFA による評価を進める上で、加盟国から科学的助言活動に対する様々な形態による支援が重要である旨発言があった。

（結論）

以下の結論に合意した。

- i. 部会からの新規作業提案すべてを承認する。
- ii. 名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改定作業（高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更）については、手続マニュアル第 2.1 章第 7 部に従えば、「改定」（revision）ではなく「修正」（amendment）として整理することが妥当であり、この旨を CCFO に対して通知する。
- iii. 科学的助言の優先リストの承認にあたり、加盟国に対し、コーデックスへの科学的助言活動に対する十分な支援が FAO 及び WHO の運営機関によって提供される必要性を表明するよう要請する。
- iv. 加盟国に対し、CXS 210-1999 の改定の作業に必要なデータを提供するよう奨励する。また、同規格へのシアバターの追加の作業に当たっては、非精製シアバターのアフリカ地域規格（CXS 325R-2017）も考慮するよう奨励する。

(2) 加盟国・機関からの新規作業提案

加盟国

インド: カシューカーネルの規格策定提案	第 28 回 CCPFV (2016 年) にインドから提案され、第 40 回総会 (2017 年) で承認されたが、2020 年以降 CCPFV が休会となったため、作業が進展していなかった。 第 47 回総会 (2024 年) にインドから、CCPFV を再開しカシューカーネルの規格の策定作業を開始することについて提案があり、第 47 回総会はインドに対し、最新の貿易量や食品安全上の懸念、コーデックス戦略計画 2026-2031 の目標との整合に関する情報を更新して作業提案を改定するよう勧告した。 第 48 回総会 (2025 年) にインドから、改定された新規作業提案が提出され、CCPFV の再開と規格策定作業の開始について再度提案されたが、総会から、CCPFV のホスト国が米国から韓国に変更されたことに伴う移行期間が必要であること及び第 49 回総会で CCPFV の ToR について検討が行われることから、CCPFV の再開を決定するには尚早であることが指摘された。また、提案文書は議場配布文書として提出されたことから、第 48 回総会はインドに対し、回付文書を発出して加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うよう勧告した。 この勧告を受けて、インドからは新規作業提案に関する回付文書が発出され、新規作業の要件を満たしているか等について、各国への意見照会が行われた。 (議論) 第 90 回執行委員会においては、本作業を新規作業承認するとともに、本作業を CCPFV で行うことが勧告された。 第 49 回総会では、インドから、改定したプロジェクトドキュメントが議場配布文書 (CRD02) として提出され、スコープに焙煎や塩による味付けといった加工について明記するなど、回付文書に対する加盟国及びオブザーバーからのコメントを基に改定を行った旨が説明された。 アイルランド、アジア諸国 (韓国 (CCPFV ホスト国)、タイ、フィリピン)、アフリカ諸国 (タンザニア、ザンビア、セネガル、コートジボワール、ウガンダ、ナイジェリア、ガーナ、チュニジア)、中東諸国 (エジプト、サウジアラビア、アラブ首長国連邦) から、当該規格の策定は消費者の健康保護
-----------------------------	--

	と、生産・輸出国の貿易上の利益につながるものとして支持が示されるとともに、既存の国際規格の整合性を考慮することが必要である旨の発言があった。 (結論) 新規作業として承認された。また、今後の作業は CCPFV (議題 7 にて再開が決定) で行うことに合意した。
ナイジェリア:根菜類及び塊茎類粉のグループ規格策定提案	第 48 回総会 (2025 年) において、ナイジェリアから高品質キャッサバ粉、サツマイモ粉及びヤム粉の新規規格策定の提案があり、アフリカ及び中南米諸国の多くの加盟国が支持を表明した。これに対し、コーデックス事務局から、執行委員会の方針に沿い、“horizontal (水平的な)” アプローチの検討が望ましいこと、既存規格を改定して全ての種類を含める、又は提案された全ての塊茎類粉を対象とするグループ規格を策定することも検討すべきことが指摘された。第 48 回総会は、ナイジェリアに対し、新規作業提案を更新し、コーデックス事務局に提出してレビューを受けるとともに、回付文書により加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うよう勧告した。 この勧告を受けて、ナイジェリアからは、根菜類及び塊茎類粉のグループ規格の策定作業が提出され、グループ規格に含める品目として、サツマイモ粉及びヤム粉 (<i>Ipomoea batatas</i> 及び <i>Dioscorea spp.</i> の粉) が示された。新規作業提案に関する回付文書が発出され、新規作業の要件を満たしているか、既存のキャッサバ粉の規格 (CXS 176-1989) やガリの規格 (CXS 151-1985) をグループ規格に含めるかどうか、どの部会で作業を行うべきか等について、各国への意見照会が行われた。 (議論) 第 90 回執行委員会においては、本作業を新規作業承認するとともに、本作業を CCPFV で行うことが勧告された。 第 49 回総会では、ナイジェリアから、改定したプロジェクトドキュメントが議場配布文書 (CRD03) として提出され、回付文書に対する加盟国及びオブザーバーからのコメントを基に改定を行った旨が説明された。 米国、アイルランド、中東諸国 (カタール、サウジアラビ

	ア、エジプト、アラブ首長国連邦)、アフリカ諸国 (ザンビア、セネガル、ガンビア、タンザニア、ガーナ、コートジボワール、ケニア、ウガンダ、カメルーン)、ラテンアメリカ・カリブ海諸国 (ウルグアイ、ドミニカ共和国)、アジア諸国 (インド、中国、韓国 (CCPFV ホスト国)、フィリピン) 及びアフリカ連合 (AU) から、当該規格の策定は消費者の健康保護や貿易の促進に寄与するものとして支持が示された。また、規格をグループ規格として策定すること、CCPFV で作業を行うことについても支持が示された。 ガーナからプランテインを、ケニアからクズウコンをスコープに含めることについて関心が示されたが、新規作業はナイジェリアから提案されているスコープに限定し、品目の追加は将来の CCPFV において検討できることが確認された。 (結論) 新規作業として承認された。また、今後の作業は CCPFV で行うことに合意した。
EU : NFPS (New Food Production System) のリスク分析の原則策定に関する提案	第 48 回総会 (2025 年) において、EU から、新規技術等の活用により新たに食用となったものなどの新興リスクに関する新規作業として、「新たな食料源と生産システム (NFPS) のリスク分析の原則」の策定が提案された。主な提案内容は、新たな食料 (“new foods”)、新たな食料源 (“new food sources”)、新たな食料生産システム (“new production systems”) 等の用語の定義づけを行った上で、NFPS におけるリスク分析の 3 要素 (リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション) の原則について提示し、これらの原則の導入方法等を作成するというもの。本提案に対しては、日本を含む多数の国から、コーデックスの既存文書とのギャップ分析が必要であること、用語の新たな定義を行う上では地域性を考慮すべきであること、作業範囲が広すぎることで、現在コーデックスの枠組みで検討が進んでいる NFPS に関する議論を遅延させるべきではないこと等、様々な意見が示された。結果、第 48 回総会では、EU に対して、既存文書とのギャップ分析の実施や、総会における各国意見を踏まえた新規作業

	提案の改定等を要請すること等が合意された。¹⁸ 第 48 回総会における上記の合意を受け、EU がプロジェクトドキュメントの改定を行い、この改定案に対する各国の意見を聴取するための回付文書が今次総会に先立って各国に発出された。本改定案においては、「目的及びスコープ」において、近年の技術革新に伴い新たに国際市場に参入した食品に加え、消費が特定の地域に限られてきた食品も対象となることが明確化されたほか、各国ごとの国内規則や NFPS 関連の既存のコーデックス文書（政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則（CXG 62-2007）、モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則（CXG 44-2003）等）とのギャップ分析が追加された。 第 90 回執行委員会では、本作業に積極的な EU 及び中東・アフリカ諸国と、本作業に慎重な北米・中南米諸国・豪州・アジア（日本含む）との間で激しい議論が行われた。結果、両者の折衷案として、今次総会に対し、以下の ToR を有する EWG を設置し、作業の進捗を次回総会に報告するよう勧告した。 a) 革新的技術由来食品（foods derived from innovative technologies）について、既存の規制的枠組みに関する現状把握（ストックテイキング）の作業を行い、その利点及び課題を把握するとともに、本分野における FAO 及び WHO の取組を考慮に入れつつ、既存の「政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則（CXG 62-2007）」のみでは対応できない部分を特定するためのギャップ分析を実施する。 b) 総会が革新的技術由来食品のガイダンスを策定できる分野があるかどうかを特定する。 c) スtockテイキングの作業や今次総会で得られた加盟国からの意見を踏まえ、必要に応じ、プロジェクトドキュメントを修正し、次期総会に作業結果の報告書を提出する。 （議論）
--	---

¹⁸ 第 120 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.aff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/120-2.pdf>

	今次総会は、本作業に関する EWG の設置及び ToR 案の策定に係る第 90 回執行委員会の勧告に基づき議論を行った。 日本は、地域で伝統的に食されている食品が除外されることを前提として、第 90 回執行委員会の勧告を支持するとともに、革新的技術由来食品のリスク分析の原則についても、既存のコーデックス文書とのギャップ分析を行ってから新規作業として開始されるべきであり、その意味で EWG の設置は有用であると発言した。また、EWG における作業は、あくまで新規作業の必要性を特定するためのものであって、新規作業ありきで EWG の作業が進められるべきではないということを強調した。さらに、あらゆる作業はコーデックスのマנדート内で行われるべきであり、環境的配慮や倫理上の懸念など食品安全に含まれない項目は作業の対象から除くべきであることに言及した。 本議題に対する各国の関心は高く、日本を含む約 50 の加盟国・オブザーバー機関から発言があった。第 90 回執行委員会からの勧告に対しては概ね支持が得られた一方、本作業に対しては以下のような様々な見解が示された。 ・ EU 提案の原則の策定は、新規食品に関する規制の枠組みを各国が策定する上で有用なガイダンスを示すものである。(アラブ首長国連邦、エジプト、ノルウェー、英国、カザフスタン等) ・ EU の現在提案の内容は範囲が広すぎる。作業の範囲は NFPS の定義、本原則の目的等について精査が必要である。(米国、アルゼンチン、メキシコ、カタール等) ・ NFPS の範囲を検討するに当たっては、食文化の多様性を考慮に入れるべき。ある地域にとって新しい食品でも他の地域では伝統食である場合もあり、そうした食品の貿易障壁を創出するべきではない。(コスタリカ、マレーシア等) ・ 既存の CXG 62-2007 は新規食品を含む食品のリスク分析に関して十分なガイダンスを提供しているものであるため、これでカバーできない部分を十分に特定してから新規作業の必要性を判断するべき。(中国、チリ等) ・ CXG 62-2007 が現在あるいは将来どう使われるのかを検証すべき。(豪州) ・ コーデックスの既存文書の補完であるべきであって、重複
--	---

	は避けるべき。(ペルー、スーダン、イラク等) ・作業はコーデックスのマנדート内で行われるべきであり、食品安全に関係のない要素は議論の対象とすべきでない。(アルゼンチン、ブラジル、ペルー等) ・現在コーデックスの枠組みで検討が進んでいる NFPS に関する議論 (例：CCFA における細胞培養食品製造で使用される細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン策定のための新規作業提案) を考慮することが重要で、本作業がこれらの他の作業を妨げたり遅延させたりすべきではない。(シンガポール、アラブ首長国連邦、ニュージーランド等) ・NFPS に関する課題について、コーデックスの中のどこでどのように検討するのが最適かを判断する decision-tree のようなメカニズムを作ることを検討すれば良いのではないか。(米国) ・NFPS に係る議論の複雑性に鑑み、この分野専門の科学的助言のメカニズムの必要性も検討すべき。(カメルーン、オマーン、サウジアラビア、コロンビア) また、インドからは、第 90 回執行委員会の勧告の「foods derived from innovative technologies」を「new food sources」に修正する提案がされたが、議長から、執行委員会での慎重な検討を経て決められた文言を変更することは避けたいとの説明がされ、本修正は行われなかった。 なお、EWG の運用に当たっては、バーチャル又はハイブリッド会議の利用、英語に加えて、アラビア語、フランス語、スペイン語などの複数の作業言語の使用、複数言語に利用可能な技術の活用等の柔軟な対応を通じて、参加を促進するための意見が出された。 (結論) 今次総会における議論及び第 90 回執行委員会の勧告を踏まえ、EU による NFPS のリスク分析の原則策定に関する新規作業提案を採択せず、更なる議論を進めるための EWG の設立に合意した。同 EWG は、EU が議長を務め、インド、パ
--	--

	ナマ、アラブ首長国連邦、英国、米国及びザンビアが共同議長を務め、以下の ToR で作業を行うこととした。 i. 革新的技術由来食品について、既存の規制的枠組みに関する現状把握（ストックテイキング）の作業を行い、その利点及び課題を把握するとともに、本分野における FAO 及び WHO の取組を考慮に入れつつ、既存の「政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則（CXG 62-2007）」のみでは対応できない部分を特定するためのギャップ分析を実施する。 ii. 総会が革新的技術由来食品のガイダンスを策定できる分野があるかどうかを特定する。 iii. スtockテイキングの作業や今次総会で得られた加盟国からの意見を踏まえ、必要に応じ、プロジェクトドキュメントを修正し、次期総会に作業結果の報告書を提出する。 また、EWG における作業は、アラビア語、英語、フランス語、スペイン語で行うことに合意した。 さらに、EWG の活動を促進するために、EWG が英語のみでバーチャル又はハイブリッド会議を適宜開催する柔軟性を持つことに合意した。加えて、前回総会の結論を踏まえ、EWG の活動が他のコーデックス部会において進行中の NFPS に関する作業の検討を遅らせるべきではないことに合意した。
ブラジル：糖類の規格（CXS 212-1999）の改定の提案	ブラジルから、今次総会の本会合直前に議場配布文書（CRD49）が示され、現在休会中の糖類部会（CCS）で策定された砂糖の規格（CXS 212-1999）における粗糖の品質要件が不十分であるとして、CXS 212-1999 の改定の新規作業が提案された。本 CRD では、まず粗糖の品質要件について加盟国に回付文書を発行して意見を募集し、加盟国からの意見を集約した上で、糖の分析法の点検・更新作業を行っている CCMAS に対して提案を送付することが提案された。 （議論） 今次総会では、議長から、第 90 回執行委員会において、コーデックス事務局から、手続マニュアルには廃止、解散又

	は休会中の部会が作成した規格を改定するための手続が既に定められている旨説明がなされた旨言及されるとともに、ブラジルに対し、十分な時間をかけて検討できるよう、本件を今後の総会に諮るよう提案がなされた。
--	---

議題 6. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

（概要）

コーデックス事務局から、以下の事項についての説明があった。

- ・ タヒーナ入り缶詰フムスの地域規格（CXS 257R-2007）について、“humus” の綴りを “hummus” に修正
- ・ 9つの規格、3つの実施規範及び3つのガイドラインの訂正
- ・ 34の規格のフランス語版の名称の訂正

また、コーデックス事務局から、コーデックス文書の編集上の誤りはコーデックス事務局に直接提出され必要に応じて訂正が行われること、一貫性の向上のためにコーデックス規格の編集上のレビューと共通テンプレートの適用を行っていることについて、情報提供された。

（結論）

以下の結論に合意した。

- i. CXS 257R-2007 において “humus” の綴りを “hummus” に訂正することを採択した。
- ii. 9つの規格、3つの実施規範及び3つのガイドラインの訂正及び現在実施中の FAO の出版規格とコーデックス文書の整合作業について確認した。

議題 7. コーデックス部会から総会への付託事項

CCPR 及び CCRVDF の合同 EWG の ToR 及び合同バーチャル部会の仮議題

（概要）

CCPR 及び CCRVDF の合同 EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル）において、農薬としても動物用医薬品としても使用される二重用途化合物（dual-use compounds）の MRL の調和等が議論されている。本年 4 月 28 日～29 日にかけて、本合同 EWG のバーチャル作業部会（VWG）が行われ、第 49 回総会に対して、下記の事項について提起することが提案された。

- ・ 合同 EWG の議長からの指摘を踏まえて、二重用途化合物に係る調和された MRL の策定を促進するための方策を検討する作業を ToR に加筆すること。

※ VWG において示された追加 ToR 原案

To explore and possibly develop pathways that promote the development of harmonized MRLs at the risk assessment and risk management stage, when applicable, before JMPR and JECFA recommend MRLs to CCPR and CCRVDF.

- ・ 第 48 回総会（2025 年）における要請を踏まえて合同 EWG が用意した合同バーチャル部会の仮議題について、承認を求めること。

今次総会では、上記 VWG からの提案を踏まえ、合同 EWG の追加 ToR 案及び合同バーチャル部会の仮議題の承認を行うかどうかについて、議論が行われた。

（議論）

第 90 回執行委員会は、追加 ToR 案を支持する勧告と同時に、実質的な意図を変えることなく、リスク評価及びリスク管理の主体（リスク評価：JMPR 及び JECFA、リスク管理：CCPR 及び CCRVDF）を明確化することを今次総会に勧告した。また、合同バーチャル部会の仮議題を支持することも勧告した。

第 90 回執行委員会からの勧告を受け、コーデックス事務局から、リスク評価を担う JMPR 及び JECFA 並びにリスク管理を担う CCPR 及び CCRVDF をそれぞれ括弧書きで明記する修正が提案された。

合同 EWG の議長（米国）は、合同 EWG の追加 ToR 案に関し、二重用途化合物のリスク評価の要請に係る枠組みが適切に構成されるよう、積極的なリスク管理プロセスを策定し、リスク評価段階での調和を図ることを目標としていると説明した。また、同プロセスにより、リスク管理機関は、既存の MRL を同一化合物の他の用途で使用する際の評価に考慮するよう JECFA 及び JMPR に対し要請することが可能となると説明した。また、コーデックス事務局から提案された修正内容について、元々の追加 ToR 案の意図を変えるものではなく、問題ないとの意見を示した。

アラブ首長国連邦、セネガル、EU 並びに CCPR 議長（中国）及び CCRVDF 議長（米国）は、第 90 回執行委員会の勧告及び追加 ToR 案への修正を支持した。

（結論）

今次総会は、以下に合意した。

- 上記 VWG からの提案を踏まえ、追加 ToR 案（附属書 IX PART1）に修正を加える（下記参照、太字・イタリック・下線が修正部分）。
 - To explore and possibly develop pathways that promote the development of harmonized MRLs at the risk assessment ***(JMPR and JECFA)*** and risk management ***(CCPR and CCRVDF)*** stage, when applicable, before JMPR and JECFA recommend MRLs to CCPR and CCRVDF.

（仮訳）vi. JMPR 及び JECFA が CCPR 及び CCRVDF に MRL を勧告する前

の段階において、必要に応じ、リスク評価（*JMPR 及び JECFA*）並びにリスク管理（*CCPR 及び CCRVDF*）における調和された MRL の策定を促進するための方策について検討し、可能な場合にはその発展を図ること。

- ii. 合同バーチャル部会の仮議題（附属書 IX PART2）を承認する。

スパイスの収穫国表示

第 49 回 CCFL（2026 年）では、スパイスの収穫国表示に関する EWG から示された 9 つの勧告について議論した。本勧告は、収穫国の表示は任意で行われるものであり、原産国と収穫国が同一である場合には原産国のみを表示すれば足りること等を内容とするものであったが、議論の結果、9 つの勧告全てを一部修正の上承認し、CCSCH が所管品目に関する原産地表示規定を策定する際の指針として活用するよう総会に勧告することに合意した。

また、これらの 9 つの勧告を基に、「未定」となっていたサフランの規格（CXS 351-2022）の原産国及び収穫国表示に関する事項の書きぶりについて議論が行われ、合意に至ったことから、当該案について総会に付託して議論することとなった。第 49 回 CCFL において合意に至ったサフランの規格の 8.2 の書きぶりは下記のとおり。

8.2 Country of origin and country of harvest

8.2.1 Country of origin shall be declared*.

8.2.2 Region of harvest and year of harvest (optional).

*Footnote: for this standard the country of origin is the same as the country of harvest.

今次総会においては、第 49 回 CCFL における議論を踏まえ、以下の事項について議論された。

- ・ 上記 9 つの結論を将来の原産国・収穫国表示に係る議論の円滑化に活用することを目的として CCSCH に送付すること。
- ・ 未定となっていたサフランの規格の原産国・収穫国表示に関する条項を上記案のとおり採択すること。

（議論）

第 90 回執行委員会は、今次総会に対し、第 49 回 CCFL で示された 9 つの結論を今後の CCSCH における議論の参照とするために CCSCH に共有することを勧告した。また、ワークショップ等を通じた能力開発の重要性を強調するとともに、サフラン規格の表示条項（セクション 8.2）についても、第 49 回 CCFL から提案されたとおり採択することを勧告した。

今次総会における議論では、第 49 回 CCFL から示された 9 つの結論については、加盟国から広範な支持が得られた。その上で、下記のような意見が示された。

- ・ 第 49 回 CCFL において示された結論は、CCSCH において原産国に係る表示に係る今後の検討において有用なガイダンスとなる。(インド、インドネシア)
- ・ 生産に関する情報を明確に提供することは、偽装を防止し、貿易における透明性を確保すること及び消費者の保護する上で重要である。(アゼルバイジャン)
- ・ 第 49 回 CCFL で示された結論は、既存の表示に関する規格とコーデックスの使命を踏まえた上で十分なガイダンスを CCSCH に対して示すものである。(ウガンダ)
- ・ 原産国は義務表示であるべき一方で、収穫国及び収穫年の表示については任意とし、それぞれの国に対して柔軟性を与えるべきである。9 つの結論はこうした考え方に則ったものである。(インド)

一方、バニラの収穫国表示については、マダガスカルから、下記の理由により、CCSCH で再議論するべきとの意見が示された。

- ・ 結論 2 に照らし合わせば、収穫国以外で加工が行われたバニラ製品について原産国のみを表示することは、消費者の誤認を招くため、コーデックスの使命である公正な貿易の確保にも矛盾する。収穫国表示を義務化しても、事業者等に新たな負担が生じるわけではなく、こうした措置は消費者による誤認を防ぐために必要なものである。
- ・ 結論 5 に照らし合わせれば、マダガスカル産のバニラビーンズは約 8 割がマダガスカルの国外で加工されていることから、原料であるバニラビーンズとその加工品のバニラ由来製品とで表示を分けるべきである。
- ・ 結論 6 において、第 49 回 CCFL は、技術的な議論は CCSCH において継続されるべきであると結論づけている。

また、トルコからは、スパイス及び料理用ハーブ関連の規格の内容の整合性を図るため、9 つの結論の内容を将来の CCSCH における規格の検討だけではなく、既存の規格にどう反映できるかについても検討すべきという意見が示された。

こうした意見に対し、米国からは、既に採択された規格に関する議論を再開するという訳ではないということを明確化した上で、9 つの結論をスパイス・料理用ハーブの規格にどう反映させていくかに関する技術的な議論を将来 CCSCH において行うというのが落としどころだろうという見解が示された。

一方、インドは、バニラの規格は、既に 9 つの結論の内容どおり、原産国を義務表示とし、収穫国表示を任意表示としているため、将来 CCSCH において 9 つの結論の内容を踏まえてバニラの規格を再検討する意義について明確化を求めた。同国は、第 8 回 CCSCH (2025 年) は、収穫国表示を義務とすることがもし受け入れられるのであれば、バニラの収穫国表示について後に再度議論することも可能であるとしたが、第 49 回 CCFL では収穫国表示を義務としないこととされたため、CCSCH で改めてバニラの収穫国表示を再

検討する必要があるのかという疑問を提示した。

これに対し、コーデックス事務局からは、第 49 回 CCFL で示された結論は、収穫国表示は任意であると確定するものではなく、あくまで今後の CCSCH における議論に資するガイダンスという性質のものであるため、これをもって将来の CCSCH のバニラの収穫国表示に関する議論が妨げられるわけではないという説明があった。

以上の一連の議論を踏まえ、議長は、第 90 回執行委員会の勧告のとおり承認を行う一方で、議題 4.1 における議論を踏まえ、「第 49 回 CCFL での議論を経て示された 9 つの結論を踏まえ、バニラ規格の原産国・収穫国表示の規定について CCSCH で再度議論することを要請する」といった内容を結論に盛り込むことを提案した。CCFL 議長（カナダ）も、加盟国からの意見をバランスよく反映したアプローチであるとして、議長のこの提案を支持した。

なお、サフランの規格の表示条項（セクション 8.2）については、モロッコやイラン等幅広い国から支持の旨発言があり、サフランについては収穫国と原産国が同一であることを確認した上で、第 49 回 CCFL から示された案を承認した。

（結論）

以下の結論に合意した。

- i. 第 47 回総会（2024 年）以降、本課題の解決に向けた加盟国の努力に対して謝意を表明する。
- ii. 第 49 回 CCFL において合意された 9 つの結論について、スパイス及び料理用ハーブの産地関連の表示の検討に際して今後参照すべき原則として、CCSCH に対して提供する。
- iii. CCSCH に対して、上記の 9 つの結論をバニラに対して実務的にどのように反映できるかを検討するよう要請する。
- iv. CCFL の文書の個別食品規格への適用に際しての一貫性の確保や、個別食品規格の承認プロセスの円滑化のため、CCSCH の場でのワークショップ等を通じた能力開発の重要性を強調する。
- v. サフランの規格（CXS 351-2022）の表示条項（セクション 8.2）について、第 49 回 CCFL から提案された案を承認する。

加工果実・野菜部会（CCPFV）の ToR 及び今後の活動

前回総会において、CCPFV のホスト国が米国から韓国に交代したことに伴い、EU からの提案により、ToR についても第 49 回総会において見直しについて議論することに合意した。

前回総会における上記の合意を受け、CCPFV のホスト国である韓国とコーデックス事

務局から、CCPFV の ToR 及び今後の活動に関する討議文書が今次総会において提示された。本討議文書においては、以下のことが指摘された。

<ToR 関係>

- ・ 欧州地域調整部会の議長から、本年 2 月の韓国主催イベントにおいて、生鮮果実・野菜部会（CCFFV）との連携を深める観点から、同部会の ToR との整合性を図る必要性について指摘された。

※ 現行の ToR

CCPFV: To elaborate worldwide standards and related texts for all types of processed fruits and vegetables, including but not limited to canned, dried and frozen products as well as fruit and vegetable juices and nectars. (Amended 2011)

CCFFV: (a) to elaborate worldwide standards and codes of practice as may be appropriate for fresh fruits and vegetables;

(b) to consult, as necessary, with other international organisations in the standards development process to avoid duplication. (Amended 2014)

- ・ 一方で、現行の ToR のままだと、最新の技術によって加工・処理された食品を含め、幅広い加工果実・野菜に係る作業を捕捉できるようになっている。

<CCPFV に係る作業関係>

- ・ 第 28 回 CCPFV（2016 年）及び第 29 回 CCPFV（2019 年）の議論を踏まえ、CCPFV の 12 規格を見直す必要があるが、まだ行われていない。
- ・ CCPFV の 2020 年の休会以後、本来は CCPFV の所掌である事項（果物ジュース及びネクターに関する一般規格（CXS 247-2005）の修正、キムチの規格（CXS 223-2001）の修正）について、総会において議論が行われたが、これらは個別食品部会である CCPFV における議論の必要性を否定するものではない。
- ・ インド提案のカシューカーネル規格やナイジェリア提案の高品質キャッサバ、サツマイモ粉及びヤム粉の規格の策定作業のように、CCPFV が休会中のため総会に直接提案はされているものの未だに議論が開始されていない CCPFV 関連の作業がある。
- ・ 50 年近く前に策定された CCPFV 関連の 6 実施規範について、最近策定された CCFH の実施規範（低水分含有量の食品に係る衛生規範（CXC 75-2015））や食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）の改定を踏まえて、CCPFV 関連の実施規範は引き続き必要かどうか、また、必要な場合には見直しが適切かどうかについて考慮する必要がある。

<結論>

以上の事実を踏まえ、CCPFV の ToR 及び今後の道筋について、ホスト国である韓国としては下記のように考えている。

- ・ ToR については、現行のものでも様々な加工技術による食品を幅広く捕捉することができ、直近の新規作業提案も、現行の ToR の範囲内で十分に補足可能。
- ・ CCPFV を再開する場合に考慮する事項については、
 - 休会前の CCPFV は、策定した規格をより幅広い製品に適用可能とし、また、将来的な改定を容易にする観点から、規格の統合やグループ規格化を進めていた。今後、CCPFV が作業を行う場合にも、同じ方向性を引き継ぐことが適当である。また、既存規格の中には、全部又は一部の改定の要否や、より横断的な規格への統合の可能性について検討が必要なものが残されている。例えば急速冷凍ベリー類の規格についても、CCPFV が将来的に見直し作業を完了する必要性が生じる可能性がある。
 - CCPFV では 50 年以上前に策定された実施規範が複数存在するが、その後の CCFH による食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）の改定や低水分含量食品の衛生実施規範（CXC 75-2015）の策定を踏まえ、CCPFV 関連の実施規範は引き続き必要かどうか、また、必要な場合には見直しが適当かどうかについて検討することが重要。こうした検討は CCPFV において行うことが可能。なお、これらの実施規範の改定が行われる場合にあっては、CCFH への承認を求めるべきである。

今次部会において、上記討議文書の内容に関して韓国から説明があり、当該説明に基づき、下記について議論された。

- ・ CCPFV の ToR について、現行のものを維持すること。
- ・ CCPFV の活動が再開される場合にあっては、以下の事項も考慮すべきこと。
 - 規格の策定・改定作業に当たっては、品目横断的（horizontal）アプローチを進めること。
 - 新規規格の策定に当たっては、必要に応じ、新たな形態の製品や最新の技術発展にも対応できるような補足的アプローチを検討すること。
 - 休会前に完了しなかった既存規格の見直し・グループ規格への統合作業の完了を目指すこと。
 - CCFH における最新の衛生規範を踏まえ、CCPFV 関連の実施規範が引き続き必要かどうか検討し、改定を行う場合には CCFH に改定実施規範の承認を求めること。
 - 他の部会（CCMAS, CCFA 等）における作業を必要に応じてサポートすること。

（議論）

(1) CCPFV の ToR

CCPFV の現状の ToR は、加工果実・野菜に係る様々な作業を十分に幅広く捕捉できることから、現行案を維持することに賛成との見解が多く、多くの国から示された（EU、タイ、

米国、インドネシア、ナイジェリア)。

一方、チュニジアから、部分的に加工された果実及び野菜 (**partially processed fruits and vegetables**) も明示的に ToR で示すべきとの意見があったが、議長から、現在の ToR でも、そうした形態のものも含め、すべての加工果実・野菜を対象としていると解釈できるため、現状の ToR を維持したいとの説明があった。

また、EU から、コーデックス戦略計画 2026-2031 の目標 3「世界的な課題に対する調和の取れたアプローチを推進するため、関係国際機関との連携を強化する」に即し、カシューカーネル規格の策定をはじめ、今後の CCPFV の活動においては、二重の規制を防止するため関係する国際機関と連携を図ることが重要との指摘があった。さらに、国連欧州経済委員会 (UNECE) から、CCFFV の ToR の(b)には他の国際機関との相談に係る規定があるため、同様の規定を入れることも一案ではないかとの意見があった。一方、米国からは、国際機関との相談については、コーデックス戦略計画のほか、コーデックス憲章 (**Statutes of Codex Alimentarius Commission**) の第 1 条(b)にも規定があり、ToR に書かなくても自明であるため特段の規定は不要ではないかとの指摘があった。ToR に国際機関との相談に係る明示的な規定を追加する EU の意見については支持がなく、現行のものを維持することとなったが、EU が、米国指摘の点を結論に盛り込んでほしいと要望した。カナダやカメルーンから、結論に書かなくても自明であり、かつ冗長なため不要ではないかとの指摘があったものの、EU からの強い要望により、本内容は結論に反映された。

(2) CCPFV の今後の活動

タイから、過去に CCPFV で策定された衛生関連の実施規範の改定は、CCPFV ではなく CCFH で行うことが適当ではないかとの意見があった。これに対して、コーデックス事務局から、CCPFV で過去に策定した実施規範の見直しに主に責任を有するのは CCPFV であり、CCPFV が主体となって CCFH にも必要に応じて相談しつつ作業を進めることが適当であるとの説明があった。さらに、果実及び野菜の缶詰に係る衛生実施規範 (CXC 2-1969) については既に CCFH の作業計画に入っているものの、残りの CCPFV 関連の 6 実施規範については、引き続き CCPFV の責任下にあるとの説明があった

(3) CCPFV の活動再開及び会議形式

多くの国から、CCPFV の活動再開に対する支持が表明された。

CCPFV のホスト国である韓国からは、対面開催とすることを希望するものの、より多くの国の参加機会を確保するため、必要に応じてリモート参加 (ハイブリッド開催) の選択肢も設けるとの説明があった。我が国から、参加機会の確保に向けた韓国のホスト国としての尽力に謝意を表明した。

(結論)

以下の結論に合意した。

- i. CCPFV の活動を再開する。また、今後の部会は対面開催としつつ、より多くの加盟国からの参加を促進するため、リモート参加も可能な形式とする。
- ii. CCPFV の ToR は現行のものを維持する。
- iii. コーデックス憲章第 1 条(b)の規定及びコーデックス戦略計画 2026-2031 の目標 3 に即し、今後の規格策定の作業において、必要に応じて関係国際機関への相談を行うべきであることを、CCPFV に対して改めて確認する。
- iv. 討議文書に記載されていた下記 5 点に合意する。
 - a. 規格の策定・改定作業に当たっては、品目横断的 (horizontal) アプローチを進めること。
 - b. 新規規格の策定に当たっては、必要に応じ、新たな形態の製品や最新の技術発展にも対応できるような補足的アプローチを検討すること。
 - c. 休会前に完了しなかった既存規格の見直し・グループ規格への統合作業の完了を目指すこと。
 - d. CCFH における最新の衛生規範を踏まえ、CCPFV 関連の実施規範が引き続き必要かどうか検討し、改定を行う場合には CCFH に改定実施規範の承認を求めること。
 - e. 他の部会 (CCMAS, CCFA 等) における作業を必要に応じてサポートすること。

CCFFP の ToR の変更

第 37 回 CCFFP において、FAO から、近年の養殖業の成長や水産物の種類の多様化を踏まえ、CCFFP の ToR 及び部会名の修正の提案があったもの。我が国からは、現在の ToR に含まれていない海藻を ToR で捉えるようにするための修正は理解するが、それ以上の修正は慎重であるべきとの指摘をした (米国、カナダから支持)。結果、部会名については現状を維持し、ToR については現状のものから下記のように微修正することについて、第 90 回執行委員会及び第 49 回総会に通知することに合意した。

To elaborate worldwide standards for live, fresh, frozen (including quick frozen) or otherwise processed aquatic food products ~~fish, crustaceans and molluscs~~.

(議論)

多くの国 (フィリピン、EU、ブラジル、チリ、タイ、スペイン、インドネシア) から、海藻を CCFFP の ToR で読めることにすることは重要であり、第 37 回 CCFFP で合意した ToR を支持するとの発言があった。我が国からも、ノルウェーのこれまでの CCFFP の議論への貢献に対する謝辞とともに、上記 ToR 案を支持する旨発言した。

アルゼンチンから、海藻は植物の一種であると考えられるため、CCFFP の ToR に含むことに懸念があるとの意見があった。これに対し、CCFFP 議長 (ノルウェー) から、海藻は科学的に植物ではなく水産物として分類され、これまでの歴史上も水産物として扱

われてきており、また食品安全上も地上の植物とは異なるリスクを呈するため、海藻を水産物の一種として含むことは妥当であるとの説明があった。また、フランスから、国連グローバル海藻イニシアチブ（UNGSI）の取組に関する紹介があった。

なお、IFT から、CCFA が海藻に由来する食品添加物をこれまで取り扱っていることから、CCFA と CCFFP の ToR に重複がある可能性があるとの指摘があった。

（結論）

CCFFP から通知された ToR の修正案を承認した。

魚類・水産製品の II 規格におけるヒスタミンのサンプリングプラン

本件は、ヒスタミンの公衆衛生上のリスク低減の観点から、CCFFP において議論されていたが、CCFFP の無期限休会に伴い CCFH が作業を引き継ぎ、日本及び米国を共同議長とする EWG が作成した原案に基づき、第 50 回 CCFH（2018 年）で議論された。しかしながら合意に至らなかったことから、CCMAS での「サンプリングに関する一般ガイドライン（CXG 50-2004）」の改定作業が終わるまで検討を延期することとされていた。2025 年の第 44 回 CCMAS において、CXG 50-2004 の改定作業が完了したことから、第 55 回 CCFH（2025 年）において改めて今後の方針について議論が行われた。その結果、現在 CCFFP が再活動中であること及び CCFFP の水産製品に関する専門性に鑑み、本作業を CCFFP に戻すよう第 49 回総会に要請すること、また、CCFH 及び EWG がこれまでにを行った作業内容と合わせて、この要請状況を CCFFP に情報提供することが合意された。¹⁹

その後行われた第 37 回 CCFFP（2026 年）において、CCFH からの要請を受け、魚類・水産製品の 11 規格におけるヒスタミンの適切なサンプリングプランを CCFFP で検討することについて議論が行われた結果、本作業を CCFFP で行うことに対して広範な支持が得られた。その結果、第 49 回総会において本作業を CCFH から CCFFP に戻すという決定が行われた場合、当該決定に応じて、CCFFP として本作業を行う用意があるということに合意した。

以上の両部会における議論を踏まえ、今次総会では、本作業を CCFH から CCFFP に戻すことについて議論が行われた。

（結論）

本作業を CCFFP で行うよう要請することに合意した。

食品添加物条項の個別規格への組み込み・承認に係る各部会の作業手順

従来、個別食品規格の食品添加物条項の検討に当たっては、CCFA は、①既に策定された規格における食品添加物条項と GSFA との整合性の確保と、②策定中の規格における

¹⁹ 第 120 回コーデックス連絡協議会資料参照 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/120-2.pdf>

食品添加物条項の承認を別々のプロセスとして扱ってきた。しかしながら、そうした手順はしばしば②の承認後に①の作業が後戻りで発生する非効率を伴ったことから、第 56 回 CCFA（2026 年）は、それまでの部会における議論を踏まえ、個別食品規格の食品添加物条項の承認時に GSFA との整合性も確保できるようにするための新たな作業手順案を採択し、情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載することに合意した²⁰。新たな作業手順には、オプション 1（個別食品部会等が個別食品規格等に関する GSFA の改定案を作成し、CCFA がそれを承認する）とオプション 2（個別食品部会等が GSFA 改定に必要とされた添加物情報を集積・提供し、CCFA が GSFA 改定案を作成）のどちらも記載があり、どちらを選ぶかは個別食品部会等が選択可能とされている。また、どちらのオプションとも、個別食品部会と CCFA それぞれの専門家の連携が欠かせないものとなっている。

さらに、第 56 回 CCFA では、今後の会合において、個別食品規格等への食品添加物条項の承認及び GSFA への反映に関する作業を GSFA の EWG で実施することや、作業手順の導入や継続的な運用を支援するため、コミュニケーション及びエンゲージメント計画を活用することにも合意した。

（議論）

CCFA 議長（中国）は、CCFA で合意された新たな作業手順に関し、承認及び整合化プロセスを並行して実施することにより、それぞれの効率性が向上すると説明した。また、同手順は、コーデックスにおける食品添加物に関する唯一の参照規格 (the single reference) として GSFA を確立するとともに、GSFA と個別食品規格との乖離を防ぐために策定されたと言及した。さらに、同議長は、個別食品規格の食品添加物条項における GSFA への参照、総会による GSFA の修正及び個別食品規格の同時採択等の主要原則に基づいて、CCFA と他のコーデックス部会との協力を促進するための指針も提供していると補足説明した。

総会議長は、第 90 回執行委員会において、第 56 回 CCFA が新たな作業手順を完成させたことを高く評価したと報告した。この完成により、個別食品規格中の食品添加物条項の承認及び GSFA との整合において、効率化が図られると補足説明した。

日本は、本作業手順の共著者として、作業をリードした中国及び本作業に貢献したその他の国に謝意を表明するとともに、第 90 回執行委員会の勧告に支持を表明し、これら作業手順の効果的な実施のためには、専門的知見を有する加盟国の支援の下で CCFA、個別食品部会及び地域調整部会の継続的な連携が不可欠であると発言した。また、この実現により、食品添加物条項の承認プロセスにおける一貫性及び効率性が高まるとともに、個別食品部会による既存のコーデックス手続の適用が促進されることへの期待を示した。

²⁰ CCFA において議論された作業手順の内容の詳細は第 121 回コーデックス連絡協議会資料参照。
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/121-2.pdf>

EU 等も同様に、第 90 回執行委員会の勧告に支持を表明し、CCFA の作業を評価した。

(結論)

以下の結論に合意した。

- i. CCFA に対し、個別食品部会及び地域調整部会に向けて、食品添加物条項の組み込み及び承認に関する新たな作業手順を策定したことに謝意を表した。
- ii. 一般問題部会、個別食品部会、地域調整部会に対し、同作業手順を効果的かつ一貫して実施するよう奨励した。
- iii. CCFA の作業に関連する専門知識を有する加盟国に対し、新たな作業手順の実施を支援するよう奨励した。

食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の文書の個別食品規格への統合

第 8 回 CCSCH (2025 年) において、スパイスの収穫国表示に関する議論の中で、食品偽装の防止のためには収穫国表示の義務化は必ずしも有効ではなく、こうした課題はコーデックスにおける横断的手法、特に食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) への付託を通じて対処すべきとの指摘があった。こうした議論を踏まえ、CCSCH から執行委員会と総会に対し、食品規格における食品偽装、トレーサビリティ／製品追跡等の課題への対応方法を利用者に想起させる、その他の公正な取引関連ツールの統合的な取扱いを促進する観点から、CCFICS の文書を個別食品の規格に最も効果的に組み込むことができる方法について、さらなるガイダンスを提供するよう要請することに合意した。

今次総会では、現行の手続マニュアル第 2.6 章に定められている個別食品規格のフォーマット及び CCFICS の文書の性質を踏まえつつ、以上の CCSCH からの要請に対してどのように対処すべきかについて検討が行われた。

(議論)

第 90 回執行委員会においては、CCFICS の文書は輸出入時の検査や認証に係る制度を横断的に定めたものであるため、直接的に各個別食品規格に組み込むことは難しく、それよりも食品偽装の防止やトレーサビリティに関する文書の普及啓発の取組の推進の方が CCSCH から示された問題に対処する上で効果的ではないかという勧告があった。今次総会において、執行委員会からの本勧告に対する特段の異論はなかった。

今次総会の本会合においては、CCFO 議長 (マレーシア) から、食品の信憑性に係る問題については、CCFO でも度々議論になってきたことに触れられた (第 25 回 CCFO (2017 年) における魚油の信憑性に係る議論²¹、第 29 回 CCFO (2026 年) における油脂規格の

²¹ 第 75 回コーデックス連絡協議会資料参照

<https://warp.ndl.go.jp/web/20240107215433/www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/75-1.pdf>

トランス脂肪酸に係る規定の遵守状況の立証に係る議論²²⁾。さらに、同議長から、以後、第 90 回執行委員会からの上記勧告の内容に留意しつつ今後の CCFO の議論を進めたいとの発言があった。

(結論)

以下について合意した。

- ・ CCSCH8 から、CCFICS 文書をどのように個別食品規格に組み込むべきかを検討すべきとの要請があったことを確認した。
- ・ CCFICS 文書は、食品偽装の防止やトレーサビリティを含め、食品の輸出入時の検査・認証に係る制度を横断的に定めることを目的に策定されるものであるということを確認した。
- ・ CCFICS 文書について、他の一般問題部会所管の文書と同様に、手続マニュアル第 2.5 章に定めるように個別食品規格に直接的に組み込むことは困難であり、かつ付加価値を生むものではないということを確認した。
- ・ 今後は、CCFICS の関連文書（特に現在 CCFICS で作業中の食品偽装防止ガイドライントレーサビリティのガイドライン）の理解促進と運用に向け、普及啓発と能力開発に注力することを推奨した。

牛ソマトトロピン (rbSTs) の MRL 案

乳分泌促進効果のある rbSTs の MRL 案。本件は長年総会においてステップ 8 で保留とされていたが、第 35 回総会（2012 年）で、前回の評価から 13 年以上が経過しており、最新の科学的知見に基づいた再評価が必要との意見が出たことから、JECFA に再評価を依頼した上で、その結果を CCRVDF に送付し、総会に対して勧告を求めることに合意した。その後、第 78 回 JECFA（2013 年）の再評価²³⁾の結果を踏まえ、第 22 回 CCRVDF（2015 年）で議論されたが合意に至らず、第 38 回総会（2015 年）において検討することとなった。第 38 回総会でも合意が得られず、結果 MRL 案をステップ 8 で保留することに合意した。その後、第 39 回総会（2016 年）、第 40 回総会（2017 年）、第 41 回総会（2018 年）、第 42 回総会（2019 年）、第 43 回総会（2020 年）及び第 45 回総会（2022 年）においても本件の現状を変えるべきとの意見が出なかったことから、現在までステップ 8 で留め置かれている。

今次総会の討議文書において、本件がステップ 8 で留め置かれている旨が各国への情報提供のために記載された。

²²⁾ 第 122 回コーデックス連絡協議会資料参照

<https://www.aff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/122-2.pdf>

²³⁾ 第 40 回 JECFA（1993 年）と第 50 回 JECFA（1998 年）に続く 3 回目の評価。第 78 回 JECFA では、rbST の使用はヒトに対して危害をもたらさないことから、ADI は「特定しない(not specified)」、MRL についても「特定しない」という以前の決定が再確認された。これを踏まえ、第 22 回 CCRVDF（2015 年）では、我が国は、JECFA の結論を支持し、特段の MRL 設定は必要ないとの立場で対処した。

(議論)

特段の議論は行われなかった。なお、ウルグアイから本件は今次総会で議論しないのかとの提起があったが、議長から、本件は第 38 回総会における「rbSTs の MRL 案は今後の総会の議題として残す」という結論を踏まえ、その情報提供のために討議文書に記載したのであって、今次総会において特に議論の枠を設ける予定はないとの説明があった。議長からのこの説明に対して特段の異論は出なかった。

議題 8. コーデックス戦略計画 2020-2025：実施レポート

(概要)

コーデックス事務局から、コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施結果について、5 つの戦略目標それぞれの進展、課題及び成果が報告された。

実施結果の概要は以下のとおり。

- ・ 目標 1 (現在、新たに出現した重要な問題に適時に取り組む) :
 - 2020 年から 2025 年までの間に、約 3,500 の規格、ガイドライン、実施規範及びその他の条項を新規策定又は改定した。
 - 平均で 80% の非数値的な文書が 5 年以内²⁴に策定された。
 - 新たに出現した問題への対応の主要な例として、薬剤耐性に関する実施規範の改定及びガイドラインの策定、シガテラ毒素に関する実施規範の策定、水の安全な使用及び再使用に関するガイドラインの策定、e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関するガイドラインの策定、伝統的市場における食品衛生管理に関するガイドラインの策定、すぐに食べられる栄養治療食 (Ready-to-use Therapeutic Foods, RUTF) のガイドラインの策定が挙げられる。
- ・ 目標 2 (科学とコーデックスのリスクアナリシスの原則に基づき規格を策定する) :
 - 科学的助言に基づき、食品添加物条項、汚染物質の最大基準値 (ML) や農薬・動物用医薬品の MRL などの数的規格の策定及び改定が行われた。
 - 科学的助言の需要が助言機関のキャパシティを超えている分野がいくつかあり、最近のコーデックス会合において当課題について議論がなされ、対応が講じられている。
 - 規格の策定における十分な地理的代表性を確保するためのデータの利用可能性は依然として課題である。改善には、加盟国、オブザーバー及び国際機関からの支援を含む多角的なアプローチが必要であり、マイナー作物の残留農薬データの収集の支援といった現在進行中の取組もある。
 - 持続的かつ適時の科学的助言は、科学に基づく規格策定に不可欠である。

²⁴ 手続マニュアル第 2.1 章パラグラフ 12 i) に、新規規格策定の所要期間は通常 5 年を超えるべきでない旨が記載されている。

- ・ 目標 3（コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める）：
 - コーデックス規格の利用と影響について、加盟国への年毎の調査、ケーススタディ及び WTO との共同調査によりモニタリングを行った。
 - 調査への回答率は 52～72 % と高かった。
 - 調査の結果から、低・中所得国は特に、国内の規制、食品管理システム及び国際市場へのアクセスにコーデックス規格を利用する割合が高く、低・中所得国においてコーデックス文書の重要性が高いことが分かった。また、コーデックス規格の利用の障害となる要因については、リソースの不足、実施能力の不足及び国内関係者のコーデックス規格への認識の欠如が挙げられた。
- ・ 目標 4（基準策定プロセスを通して全てのコーデックス加盟国の参加を促す）：
 - COVID-19 の流行を契機に、バーチャルやハイブリッドの会合形式が取り入れられ、会合の継続や参加可能性の拡大に寄与した。
 - 平均参加者数は、対面形式よりもバーチャル形式の方が高く、バーチャル形式よりもハイブリッド形式の方がわずかに高かった。
 - COVID-19 流行後の、EWG の参加率は 41～46 % ほど、回付文書への回答率は 36～43 % ほどであり、改善の余地がある。
 - コーデックス信託基金については、途上国のコーデックスへの参加や途上国における能力構築活動を支援してきたが、財政上の困難により、2026 年に段階的に廃止することとなった。
 - コーデックス信託基金の代わりとなる、引き続き各国のコーデックスへの参加を支援するための仕組みが必要である。
- ・ 目標 5（戦略計画の全目標の効率的かつ効果的な達成を支援する作業管理システムと実践を強化する）：
 - バーチャル形式が取り入れられたことで、コーデックスの活動における透明性や包括性が増した。
 - 会合のスケジュールについては、いくつかの個別食品部会の再開により過密な状況にある。
 - 作業文書、特に翻訳文の適時の発出についても依然として課題が残る。
 - コーデックスのデジタル基盤の脆弱性が明らかとなり、コーデックス事務局がデジタル基盤の強化のための準備作業に取り組んでいる。当該期間に判明した脆弱性への対策については、コーデックス戦略計画 2026-2031 において引き続き対応される。
- ・ まとめ
 - コーデックス規格の影響力を強めるには、規格の採択だけでなく、情報伝達や利用の支援、効果測定などを行うことが必要。
 - 科学的助言はコーデックスの基盤だが、リソースやデータ、キャパシティの問題は注視することが必要。

- 包括性が改善されたが、特に低・中所得国に対して、積極的かつ継続的な参加を引き続き支援することが必要。
- 新しい作業形式により柔軟性や透明性が増したが、より透明性の高い方法、ツール及び支援が必要。
- 事務局のシステム、文書管理及びデジタル基盤については、仕事量や今後の見込みに合わせた引き続きの投資が必要。

また、議長から、第 90 回執行委員会の勧告（規格策定作業における加盟国の参加の重要性、適時の文書発出と翻訳等における技術の活用の重要性、多言語による作業の重要性、リソース確保のための FAO、WHO 及び加盟国からの支持の重要性、全ての地域におけるコーデックス文書や能力開発の実施状況を注視する必要性、デジタル基盤の強化の必要性等）について言及された。

（議論）

各国及びオブザーバーから、コーデックス事務局による包括的な実施レポートの提供に対する謝辞及び第 90 回執行委員会からの勧告に対する広範な支持が示されるとともに、以下のような意見が述べられた。

- ・ 科学的な助言に必要な持続的なリソースを確保するための FAO、WHO 及び加盟国からの支援は重要である。（米国、ザンビア、アイルランド、ガンビア、マレーシア、タンザニア、エルサルバドル、豪州、チリ、ペルー、チュニジア）
- ・ COVID-19 流行下における規格策定作業の継続を評価。バーチャルやハイブリッドの形式は透明性や包括性の強化につながるものであり、継続的な活用を期待。（日本）
- ・ 加盟国からの地域代表的データの提出は、科学に基づくコーデックス規格の策定の基盤となるものであり、多角的かつ共同的なアプローチにより加盟国によるデータの提出を引き続き支援することは重要。（日本、ウガンダ、ザンビア）
- ・ コーデックス戦略計画 2020-2025 から得られた知見は、アジア地域戦略計画に既に反映しており、引き続きコーデックス事務局、FAO、WHO 及びアジア地域加盟国と協力して、科学に基づく規格策定に必要な活動を行っていく。（日本）
- ・ コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施フレームワークに、デジタルトランスフォーメーションやデータ共有、AI を組み込むことを期待。（サウジアラビア、中国、シリア）
- ・ コーデックス規格の実施状況や実社会への影響を評価するためのメカニズムを実施・改善することを期待。（ザンビア、ケニア）
- ・ 低・中所得国のコーデックスへの参加を推進するための、継続的な技術的支援や能力構築活動、コーデックス信託基金に代わる支援メカニズム等が必要。（パナマ、ドミニカ、エジプト）
- ・ コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施フレームワークに、中間評価や体系的な

独立評価を明確に規定することを提案。(カメルーン)

- ・ 採択に 5 年以上を要した規格について、その要因等の分析を行い、規格策定のフレームワークを改善すべき。(チュニジア)
- ・ スペイン語やフランス語の作業文書の適時の発出率が、英語と比べ 10 %程低くなっている点は懸念であり、加盟国のコーデックスの作業への参加を妨げる要因となる。(the International Regional Agricultural and Livestock Health Organization (OIRSA))

また、コーデックス事務局から、コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施フレームワークには、2 年毎の達成状況の報告が組み込まれており、また、今後の執行委員会で、より適時な方法での報告についても検討される可能性があることについて、情報提供がされた。

(結論)

今次総会は、報告に謝意を表明し、コーデックス戦略計画 2020-2025 における成果が全ての加盟国、オブザーバー、FAO、WHO 及びコーデックス事務局の貢献によるものであることを確認した上で、第 90 回執行委員会の結論を承認し、以下の点について強調した。

- i. コーデックス事務局の活動及び科学的助言のための十分かつ持続的なリソースの重要性。
- ii. コーデックスの弾力性と変わらぬ重要性及び COVID-19 流行下におけるバーチャル会議の活用等による作業の継続の達成。
- iii. デジタルツールの利点を更に活用することの重要性。
- iv. 規格策定を支える地域代表的データの提出も含めた、全てのコーデックス加盟国の意義ある参画を確保するための継続的な支援の必要性。
- v. コーデックス規格の成果は実社会への影響で測るべきであることに留意した上で、コーデックス規格の影響の測定を、現在の方法を改善して継続することの重要性。

議題 9. コーデックスの予算及び財政に関する事項

第 90 回執行委員会及び今次総会で議論される予算及び財政に関する資料に基づき、コーデックス事務局から以下の説明があった。

2024～2025 二か年期の最終支出報告

2024～2025 二か年期について、事務局は通常予算が全額執行された。最終支出額は予算をやや超過（101.8%）したため、専門職員の欠員、出張管理、現地契約職員の活用及び翻訳サービスにより生じた節減額は、加盟国が優先事項として挙げた以下の分野に再配分された。

- ・ 未翻訳のコーデックス文書の翻訳
- ・ デジタル基盤の強化

- ・ コーデックス会合及びワークショップの支援

2026～2027 二か年期の支出及び作業計画の実施状況に関する進捗報告

2026～2027 二か年期について、作業計画の各種事業の実施は概ね予定どおり進んでいる。また、第 44 回 FAO 総会（2025 年）が承認した 50 万米ドルの追加予算について、食品添加物、残留農薬、動物用医薬品残留物に関する現行データベースの更新、分析・サンプリング法及び汚染物質に関する新たなデータベースの開発、デジタル基盤及び再開された部会の支援に充てられる。

さらに、第 48 回総会からの要請に対応するため、第 179 回 FAO 理事会（2025 年）での議論を経て、コーデックス向けに割り当てられていた 33 万 3,400 米ドルが科学的助言に配分された。

加えて、以下の分野における進捗の報告がなされた。

- ・ コーデックス文書の公表及び翻訳
- ・ コーデックスのデータベースやデジタルシステムの近代化
- ・ コーデックス公式ウェブサイトの新プラットフォームへの移行準備

コーデックス事務局の活動を支援する予算外拠出に関する情報

事務局から、任意拠出貢献について説明がなされ、豪州、カナダ、イタリア、日本、韓国、シンガポールおよびスイスに対し、謝意が表された。

また、現在の欠員ポストの補充を引き続き優先課題とすることが強調されるとともに、コーデックス計画の効率性、利用しやすさおよび長期的な持続可能性を向上させる分野への投資を続ける考えが表明された。

また、議長より、第 90 回執行委員会は今次総会に、以下を勧告したことが報告された。

- 2024～2025 二か年期のコーデックス予算最終報告、2026～2027 二か年期の進捗報告及び任意拠出金の状況に留意するとともに、第 89 回執行委員会で特定された優先事項への対応における進展を歓迎する。
- 節減された予算の配分並びに総会の優先事項の変化に沿ってコーデックス作業計画の実施を支援するため、作業計画に係るリソースの調整及び配分を継続して行う必要性について説明が行われたことに留意する。
- 2026～2027 二か年期の活動に関し提供された情報及び活動レベルでの支出報告における課題について留意する。
- コーデックス事務局の持続可能な体制を維持することの重要性を認識するとともに、コーデックス事務局に対し、現在の欠員を補充するよう奨励する。
- FAO からの 33 万米ドルの追加的な資金に謝意を表明するとともに、この資金が第 48 回総会の要請に沿って科学的助言に配分されたことに留意する。また、コーデックスに対する十分なリソースを確保するための FAO 運営機関における継続

的な取組を評価する。

- vi. 加盟国に対し、コーデックスの作業計画に対する持続的かつ十分な資金が確保されるよう、FAO 及び WHO における自国政府代表への働きかけを引き続き行うよう求める。
- vii. 次回のコーデックス予算及び財政に関する報告書において、資金が確保されていない優先事項に関する最新情報を含める。
- viii. 豪州、カナダ、イタリア、日本、韓国、スイス及びシンガポールによるコーデックスへの予算外拠出に謝意を表明する。特に加盟国によるコーデックス事務局の活動を支援するための長年の貢献を評価する。

（議論）

加盟国は、節減額を加盟国が優先事項として挙げた優先分野へ再配分するなど、コーデックス事務局による予算管理を高く評価し、第90回執行委員会の勧告を概ね支持した。

加盟国（ウルグアイ、カメルーン、リベリア、アイルランド、米国、豪州、タンザニア、中国、ザンビア）からは、以下のような意見が示された。

- ・ FAO 及び WHO は、科学的助言のための持続可能かつ十分な基盤的資金の確保に引き続き取り組むべきである。
- ・ 予算報告の透明性を継続的に確保することが重要であり、可能な場合は活動ごとの支出情報、予算変更の説明、未対応の優先課題及び資金不足分野の提示が求められる。
- ・ 承認予算を超える支出は予算超過ではなく予算外拠出によって賄われたものであるが、そのような収入の報告方法については別の方法を検討すべきである。
- ・ 予算外拠出はコーデックスの優先課題や近代化を推進する上で有益であり、その継続提供を評価する。ただし、これらは通常予算を補完するものであり、代替するものとみなすべきではない。
- ・ 欠員の迅速な補充など、持続可能な事務局体制を維持することが重要であり、臨時雇用、出向者、任意拠出に過度に依存するのではなく、安定した人員配置によって業務を支えるべきである。
- ・ データベースの開発やデジタル基盤の整備などのデジタル変革・近代化への強い支持が示された。
- ・ すべての加盟国がコーデックスの活動に効果的に参加し恩恵を受けられるよう、多言語文書の提供及び参加支援への継続的な投資が必要である。
- ・ 総会の開催地によって費用負担が異なるため、コーデックスのリソース及び加盟国の参加への影響を評価する必要がある。特に、一部開催地では代表団の負担が高いことが指摘された。

日本は、コーデックス事務局による予算・財務報告書の作成及び厳しい財政状況下での作業計画の推進に謝意を表するとともに、執行委員会の勧告を支持した。また、限られ

たりソースの戦略的活用や新規作業提案の質の向上の重要性を指摘し、新規作業提案に関する実務ハンドブックの作成を歓迎した。さらに、持続可能な事務局体制の確保及び欠員の早期補充を支持するとともに、職員の出向を含む任意拠出を通じ、引き続き可能な範囲で事務局を支援していく意向を表明し、出向職員の円滑な交代を確保するため、コーデックス事務局及びFAOに継続的な協力を要請した。加えて、予算・財務報告書に資金不足となっている優先事項に関する情報が掲載されたことを歓迎し、コーデックス作業計画の持続可能な実施に向けた議論の促進に期待を表明した。

コーデックス事務局から、FAOの財務報告規則の下では活動別支出報告を現時点で実施することは困難である一方で、予算全体の執行状況や作業計画の実施状況については今後も報告を続ける旨の説明がなされた。

また、現在空席となっている職位は事務局業務を支える上で依然として必要であり、採用手続きが進められていること、欠員補充が引き続き優先事項であること、さらに、報告様式に関する改善提案についても認識しており、対応に努める旨の発言があった。

(結論)

今次総会は、第90回執行委員会の勧告を承認するとともに、以下に対する感謝の意を改めて表明した。

- i. FAOに対し、コーデックス事務局及び科学的助言のための追加的なリソースの提供に謝意を表明するとともに、加盟国に対し、コーデックス事務局及び科学的助言への持続的かつ十分な資金が確保されるよう、FAO及びWHOの運営機関に参加する自国政府代表に対して引き続き働きかけるよう奨励した。
- ii. コーデックスへの予算外拠出を提供している加盟国に謝意を表明した。

議題 10. FAO 及び WHO から提起された事項

FAO 及び WHO から、コーデックスに関連する最近の活動について、作業文書に記載された情報に基づき紹介されたが、本議題は第90回執行委員会でも議論され、以下について合意されている。

- ・ FAO 及び WHO の活動への謝意。
- ・ 第49回総会に対し、FAO 及び WHO による科学的助言及びそれを支えるデータが、コーデックスの食品安全に関する規格及び基準値の設定に不可欠であることを再確認するよう勧告。
- ・ FAO 及び WHO による能力開発活動が、加盟国のコーデックス活動への参画及びコーデックス文書の実施に貢献していること、特に開発途上国にとって重要であることを認識し、その継続及び必要な資金の確保を支持するよう第49回総会に勧告。
- ・ FAO 及び WHO の科学的助言がコーデックスにとって重要であることを改めて確認するとともに、その提供を持続可能なものとするための安定的な資金確保の必要性を強調するよう第49回総会に助言。

コーデックス信託基金 (CTF)

(概要)

CTF プログラムは拠出金の減少により活動の継続が困難となったため正式に終了したが、2016 年から 2026 年までの CTF2 の成果と影響をまとめた最終報告書が 2026 年 9 月に公表される予定である旨、CTF 事務局 (WHO) から紹介された。なお、CTF2 は、期間中、69 か国を対象とする 63 件のプロジェクトを支援しており、CTF 受益国の能力構築、食品安全体制の強化、コーデックス活動への効果的な参加、コーデックス規格の導入支援等に貢献したとして、CTF 事務局及び受益国から、ドナー国・機関に謝意が表された。今次総会は、CTF 終了後も引き続き能力開発支援の必要性があることを認識し、FAO 及び WHO に代替メカニズムの検討を要請した。

FAO/WHO によるコーデックスへの科学的支援(活動報告及び予算・財政状況について)

WHO から、強固で予測可能かつ持続可能な FAO/WHO 科学的助言プログラムを維持する重要性が強調されるとともに、FAO の科学的助言プログラムは主に通常予算で賄われている一方、WHO は主として任意拠出金に依存していることが説明された。

第 48 回総会 (2025 年) からの要請を受け、FAO 及び WHO は 2026~2028 年の JMPR 作業計画 (費用見積付き) を提示した。これは、2028 年までに CCPR を通常スケジュールへ復帰させることを目的とするものであり、必要な活動、スケジュール、資金要件が示された。

WHO 側では、2027~2028 年により大きな予算不足が見込まれている一方、FAO は現在の滞留案件解消のため、2028 年に JMPR を追加開催するための資金動員を行う意向を示した。

今次総会は、FAO 及び WHO の包括的な報告書、とりわけ JMPR 作業実施に関する詳細計画に謝意を表するとともに、FAO 及び WHO の科学的助言が消費者の健康保護、食料安全保障、公正な食品貿易を支えるコーデックス規格策定の基盤であることを再確認し、十分に予測可能かつ長期的な資金確保の必要性を強調し、第 90 回執行委員会の結論及び勧告への幅広い支持を確認した。

また、会期中に、EU が 19 カ国 (豪州、ブラジル、カナダ、中国等) との連名で提出した議場配布文書 (CRD52) では、第 90 回執行委員会の勧告を具体化するための措置として、①WHO 及び FAO に対し、2028~2029 年期のすべての科学的助言活動に必要な経費を明示した計画の提示を求めること、②その計画の実施と持続可能性の確保に必要な措置を WHO 及び FAO が講じるよう勧告すること、③加盟国に対し、2027 年 1~2 月開催予定の WHO 第 160 回執行理事会において、WHO 予算の中で食品安全に関する科学的助言活動のための安定的な財源を確保するよう、自国の WHO 政府代表へ働きかけることが提案され、加盟国の広範な支持を得た。この内容は、本議題の結論にも反映さ

れた。

ドイツから、科学的助言活動に携わる専門家だけではなく、専門家の活動期間中の不在に理解と協力を示している所属機関に対しても謝意を表明したいとの意見があり、その内容が結論に含まれた。(日本からも議題 9 において同旨発言)

いわゆる超加工食品 (UPF)

(概要)

WHO で行われているいわゆる超加工食品 (UPF) に関する作業について、WHO から、①2026年第4四半期に規制目的のための食品プロファイリングモデル及びQ&Aを、②2028年にUPF摂取ガイドラインを公表予定である旨、情報提供があった。加盟国(ウルグアイ、パナマ等)やオブザーバー(IFIT)から、まず定義を決めてからガイドライン策定を行うべきであり、その場合もNOVA分類への依存を避け、十分な科学的根拠に基づくべきといった懸念が表明されたことに加え、コーデックスとの整合性の確保や作業進捗に関する定期的な情報提供についても要望がなされた。日本からも、WHOからの情報提供に謝意を表明し、今後も継続的な情報提供を求めるとともに、当該作業が引き続き慎重かつ科学的根拠に基づいて進められることの重要性を指摘した。

これに対し、WHOからは、現在は専門家グループの設置準備段階であり、最終的な定義はまだ採択されていないこと、WHOのガイドライン策定のための通常の手続きに従って作業を進めること、NOVA分類は参考情報の一つであり唯一の根拠ではないことが説明された。

規格及び通商開発機構 (STDF)

WTOの規格及び通商開発機構(STDF)から、途上国における食品安全の国際基準の実施に係る支援の活動について報告があった。本報告においては、コーデックス規格が多くのSTDFによる活動の基盤となったとの言及があり、また、STDFによる支援へのニーズの増加を踏まえ、加盟国に対して活動を引き続き支援してほしいとの呼びかけがあった。

(結論)

今次総会は以下に合意した。

- i. 提供された作業についてFAO及びWHOに謝意を表明する。
- ii. 第90回執行委員会の結論及び勧告を承認する。

また、今次総会は、JECFA、JMPR、JEMRA、JEMNU (FAO/WHO 合同栄養専門家会合) 及び特別専門家会合等を通じて、FAO/WHO が提供する科学的助言の重要性とそのための持続的な資金確保の必要性を改めて強調した。

さらに、以下について合意した

- i. FAO 及び WHO に対し、2028～2029 年期のすべての科学的助言活動に必要な経費を明示した計画の提示を求める。
- ii. その計画の実施と持続可能性の確保に必要な措置を FAO 及び WHO が講ずるよう勧告する。
- iii. 加盟国に対し、自国の WHO 政府代表に、以下について働きかけるよう要請する。
 - a. WHO の食品安全に関する科学的助言の資金計画の持続的な実施に向けた財政的余裕を確保する。
 - b. WHO の食品安全に関する科学的助言プログラムに対してより多くの拠出を割り当てることへの検討も含め、2 か年の活動計画の持続的な実施に係る計画を策定し、報告する。
- iv. FAO 事務局長に対し、中期計画（Medium Term Plan）及び将来の作業・予算プログラムにおいて、コーデックスの科学的助言機関に対して追加的なリソースを配分するよう勧告する。
- v. 加盟国に、FAO 総会・理事会等の統治機関や FAO 幹部に対して、コーデックスの科学的助言に対する持続的な財源確保について働きかけるよう要請する。
- vi. 加盟国から科学的助言機関に派遣されている専門家及びその所属機関に対し、その活動への貢献について謝意を表明する。

また、能力開発の取組については、以下について合意した。

- i. CTF による支援と、それにより実現した能力開発に対して謝意を表明するとともに、その存続期間中寄せられた拠出に対しても感謝を表明する。また、FAO 及び WHO に対し、支援を継続するよう奨励するとともに、加盟国に対しても、限られた財政の中でも支援を維持するための追加的かつ多様なリソースを供出することを奨励する。
- ii. FAO、WHO 及び STDF が、特に途上国において、オンラインによる支援ツールも活用しながら、コーデックスの作業への参画とコーデックス文書の実施に向けた能力開発と技術的支援を行ってきたことに対して謝意を表明する。
- iii. 物理的及びバーチャル形式の双方を活用した能力開発と意識啓発の利点について認識し、その継続を支持する。
- iv. コーデックス規格の質や包括性を担保するために必要なデータ生成及び国際的なデータベースへの継続的な支援の重要性について強調する。
- v. リスク評価及びリスク管理に係る加盟国の能力向上、規格策定への参画、コーデックス文書の国内規制への反映並びにリスクに基づく食品管理システムの構築に向けた FAO 及び WHO による能力開発へのニーズが引き続き存在しており、これは、公衆の健康及び公正な貿易の確保といったコーデックス文書の利益を実現する上で重要であることを認識する。

議題 11. 議長・副議長の選出

(概要)

コーデックス総会の議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされており、2 回まで再選可能。現在の議長（ケニア）及び3 人の副議長（中国、サウジアラビア、トルコ）は 2024 年の第 47 回総会で選出、2025 年の第 48 回総会で再選され、現在 2 期目であることから、立候補が可能。現在の議長及び副議長が立候補し、再選された。

執行委員会メンバーである地域代表国（Members elected on a geographical basis）は 1 期 2 年、1 回再選可能。第 48 回総会において、オランダ（欧州）、アラブ首長国連邦（近東）、米国（北米）が選出、モロッコ（アフリカ）、インド（アジア）、コスタリカ（中南米・カリブ海）、豪州（南西太平洋）が再選され、2027 年の第 50 回総会までの任期を務めることとなっていることから、第 49 回総会では地域代表国の選出は行われなかった。

議題 12. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国（ホスト国／部会議長国）を確認した。

ノルウェーが、CCFFP のホスト国を辞任する意向を表明した。これを踏まえ、次期ホスト国として、スペイン及び韓国が立候補を表明した。2 か国からの立候補表明を受け、議長から、秘密投票によりホスト国を選出する必要がある旨のアナウンスがあった。加盟国による投票の結果、スペインが次期ホスト国として選出された。

また、今後の CCFFP の会議形式についても議論が行われた。旧ホスト国のノルウェーからは、数多くの複雑な議論を **Working by correspondence** の形式で行うことは経験上困難だったため、対面形式での開催を推奨するとの意見があった。EU、ガンビア、チリはノルウェーの意見を支持し、タイからも、ヒスタミンのサンプリングプランはじめ技術的な議論を **Working by correspondence** の形式で行うことには限界があるため、対面開催を支持するとの発言があった。一方、ロシアやザンビアからは、ビザや人的・財政的リソースの観点から、リモート参加も可能な形式としてほしいとの意見があった。日本からは、対面開催のメリットも認識する一方、これまでの **Working by correspondence** の形式での議論を経験し、認識することが出来たメリットもあるため、その双方を考慮に入れながら柔軟な会議形式を検討することが必要との旨を発言した。

新ホスト国であるスペインからは、対面開催の用意があり、また、各国の参加機会の確保のため、バーチャル参加の手段も組み合わせてハイブリッド形式とすることも可能であるとの説明があった。

一方、コーデックス事務局からは、次回の CCFFP の開催は第 37 回 CCFFP の約 2 年後（2028 年春頃）を予定しているため、CCFFP の会議形式については、次回総会（2027 年 7 月頃予定）で再議論することもできるとの説明があった。米国からは、ホスト国が決まったばかりのタイミングで会議形式を決めることは難しいため、スペインとコーデック

ス事務局との間で一度相談を行ってから次回総会で再議論することが妥当ではないかとの意見があった。また、カメルーンからは執行委員会の勧告を踏まえて検討すべきとの発言があり、アルゼンチンからは、会議形式について加盟国の意見を聴取するため回付文書を発行してはどうかとの提案があった。

以上の議論を踏まえ、CCFFP の会議形式については今次総会で決定せず、コーデックス事務局とスペインの間での相談や今次総会で加盟国から得られた意見を踏まえ、次回総会で再度検討することに合意した。

議題 13. その他の作業

フードチェーンでの使用を目的としたバクテリオファージ製造ガイドラインに関する新規作業提案の策定（チリ提案）（CRD38）

チリから、フードチェーンでの使用を目的としたバクテリオファージの製造に関するガイドラインについて、新規作業提案を策定中であることの報告があった。バクテリオファージの利用は食品安全の強化や、抗菌剤耐性（AMR）の抑制を目的とした支援に貢献できる一方で、バクテリオファージの製造や利用に関して参考となる国際的な基準が十分に整備されていないため、規制の枠組みの整備が課題であることも説明がなされた。なお、本報告は、バクテリオファージの製造に関するガイドライン策定を正式に提案する前に、内容をより充実させるため、コーデックス加盟国の意見や助言を求めるためのものである。

（議論）

米国から、報告の趣旨には賛同しつつも、現在想定されている適用範囲は、作物から食品接触面までのフードチェーン全体を対象としており、あまりに広範囲であるとの見解が示され、適用範囲をより明確かつ限定的なものに見直した上で、提案を関連する部会に提出することが推奨された。

（結論）

今次総会は、チリが策定中であるフードチェーンでの使用を目的としたバクテリオファージ製造ガイドラインに関する新規作業提案を、適切なコーデックス部会へ提出する意向について留意した。

世界貿易機関（WTO）からの情報提供（CRD41）

（概要）

WTO・SPS 委員会事務局から、議場配布文書（CRD41）に基づき、WTO の関連活動について総会に情報提供するとともに、今後も継続的に報告をする意向が示された。

CRD41 には、各国が国際規格・ガイドライン・勧告の採用の有無に関連して、「特定貿易上の懸念（Specific Trade Concerns: STCs）」事項の概要がまとめられている。

また、WTO・SPS 委員会事務局から、国際規格を規制に取り入れている状況を把握するために SPS 委員会内で進められている作業計画について説明がなされるとともに、透明性作業部会において、食品安全に関する通報に含まれる情報の見直しを行っており、コーデックス事務局及び他の規格設定機関から提出された提案も含め、改善策を検討している旨の発言があった。

さらに、以下のとおり今後の活動について情報共有がなされ、コーデックス加盟国に対し、これらの活動に積極的に参加できるよう、自国の SPS 代表団と連携することが奨励された。

- ・ 2026 年 11 月：サンプリング、試験および分析方法における透明性向上に関するテーマ別セッション
- ・ 2027 年 3 月：SPS 分野における AI（人工知能）および新興技術に関するセッション

（結論）

今次総会は、SPS 委員会事務局から今後も総会に対して定期的な報告を行う意向が示されたことについて留意した。

議題 14. 報告書の採択

パラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

(参考) 第 49 回コーデックス総会 (2026 年 7 月 6 日～7 月 10 日)
結果一覧 (コーデックス文書の採択、新規作業提案、作業中止等)

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	結果
乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格案：バニラ（ステップ 8）	最終採択
乾燥果実及びベリー形態のスパイスの規格原案：ラージカルダモン（ステップ 5/8）	最終採択
乾燥種子形態のスパイスの規格原案：コリアンダー（ステップ 5/8）	最終採択
マジョラムの規格原案（ステップ 5）	予備採択

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	結果
食品事業者のための食品アレルギー管理における実施規範（CXC 80-2020）の付随的修正	採択
食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）の附属書 II（魚及び水産製品）及び附属書 IV（目的に適した水の評価、安全管理、及び再使用のための水の回収・処理技術）原案（ステップ 5/8）	最終採択
CXG 100-2023 の一般セクション及び附属書 I、III の修正	採択
「家畜牛の肉における無鉤状虫（ <i>Taenia saginata</i> ）の管理に関するガイドライン（CXG 85-2014）、イノシシ科動物の肉における <i>Trichinella</i> 属の管理に関するガイドライン（CXG 86-2015）及び食品由来寄生虫の管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 88-2016）の修正	採択
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン（CXG 78-2011）の改定（ステップ 5/8）	最終採択
食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）の改定（ステップ 5/8）	最終採択

<油脂部会 (CCFO) >

事項	結果
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（CXC 36-1987）の修正及び改定	採択
微生物由来オメガ-3 油の規格（ステップ 5）	予備採択

名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改定 ・シアバターの追加	承認
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改定 ・高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更	承認（提案は規格の「改定」ではなく「修正」として整理することが妥当である旨をCCFOに通知）
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改定 ・シーバックソーンプアルプ油及びシーバックソーンシード油の追加	承認

＜分析・サンプリング法部会（CCMAS）＞

事項	結果
分析法、分析法の性能規準、サンプリングプラン：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への収載	最終採択
分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の分析法の廃止	既存のコーデックス文書の廃止

＜食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）＞

事項	結果
ラクダ科動物への最大残留基準値（MRL）の外挿： ・乳のイベルメクチン ・筋肉、肝臓、腎臓、乳のテトラサイクリン類（クロルテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン及びテトラサイクリン）（ステップ 5/8）	最終採択
適用できるコーデックス MRL がない場合に、動物用医薬品の飼料中の不可避かつ非意図的なキャリーオーバーによる食品中の動物用医薬品の残留の検出に対処するために推奨されるリスクに基づく対応に関するガイドライン（ステップ 5/8）	最終採択
鶏卵中のナイカルバジン及びラサロシドのアクションレベル（ステップ 5/8）	最終採択
テトラサイクリン類とシペルメトリン類の名称を整合させるための食品残留動物用医薬品の最大残留基準及びリスク管理に関する勧告（CXM 2）の編集上の修正	採択
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト案	承認

＜食品添加物部会（CCFA）＞

事項	結果
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（ステップ 5/8）	最終採択
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改定	採択
食品添加物の分類名称と国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改定原案（ステップ 5/8）	最終採択
食品分類（FC）06.8.1 のカロテノイド関連食品添加物に関する条項に付随する脚注の挿入 FC 06.8.1 のパプリカ抽出物の使用に関する食品添加物条項の改定 FC 06.8.1 のタートラジンに付随する脚注の訂正	採択
CCASIA の 1 規格、CCNE の 1 規格及び CCSCH の 3 規格の承認に関連した GSFA の食品添加物規格の改定	採択
アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）の 3 規格、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）の 2 規格、北米・大洋州地域調整部会（CCNASWP）の 2 規格及び加工果実・野菜部会（CCPFV）の 1 規格の整合に関連した GSFA の食品添加物条項の改定 FC 08.2 のステビオール配糖体に関する食品添加物条項の改定	採択
ナイシン（INS 234）からナイシン A（INS 234(i)）への変更に伴う GSFA への修正	採択
パン用酵母の規格原案の採択に伴う GSFA の改定	採択
CCAFRICA の 3 規格、CCNASWP の 2 規格及びココア製品・チョコレート部会（CCCPC）の 1 規格の食品添加物条項の改定	採択
ラズベリー缶詰の規格（CXS 60-1981）及びイチゴ缶詰の規格（CXS 62-1981）の食品添加物条項の改定	採択
パン用酵母の規格原案（ステップ 5/8）	最終採択
GSFA の食品添加物条項の廃止	既存の条項の廃止
GSFA の食品添加物条項案の作業中止	作業中止
GSFA の新規食品添加物条項の提案	承認
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト案	承認

＜食品表示部会（CCFL）＞

事項	結果
包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルゲン表示（PAL）の使用に関するガイドライン（ステップ 8）	最終採択
包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の修正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規定（ステップ 5/8）	最終採択
緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン（ステップ 5/8）	最終採択

＜魚類・水産製品部会（CCFFP）＞

事項	結果
ツナ及びカツオ缶詰の規格（CXS 70-1981）、イワシ缶詰の規格（CXS 94-1981）及び急速冷凍ロブスターの規格（CXS 95-1981）の製品定義の分類学的更新	採択
海苔製品の地域規格（アジア）の国際規格化（ステップ 5）	予備採択

＜生鮮果実・野菜部会（CCFFV）＞

事項	結果
生鮮カレーリーフの規格原案（ステップ 5/8）	最終採択

＜アジア地域調整部会（CCASIA）＞

事項	結果
急速冷凍餃子の地域規格案（ステップ 8）	最終採択

＜近東地域調整部会（CCNE）＞

事項	結果
マアムールの地域規格案（ステップ 8）	最終採択

＜その他＞

事項	結果
カシューカーネルの規格の策定（インド提案）	CCPFV での新規作業として承認
根菜類及び塊茎類粉のグループ規格の策定（ナイジェリア提案）	CCPFV での新規作業として承認
新たな食料源と生産システム（NFPS）のリスク分析の原則の策定（EU 提案）	総会の下に電子作業部会（EWG）を設置し（議長：EU、共同議長：インド、パ

	ナマ、アラブ首長国連邦、英国、米国及びザンビア)、革新的技術由来食品を対象にギャップ分析を行った上で、新規作業の必要性を特定。その結果を第 50 回総会に報告
砂糖の規格 (CXS 212-1999) の改定 (粗糖の品質要件の追記) (ブラジル提案)	糖類部会が休会中のため、今後の総会にブラジルから具体的な提案文書が提出された上で改めて検討
フードチェーンでの使用を目的としたバクテリオファージ製造ガイドラインの策定 (チリから新規作業提案を準備中の旨の情報提供)	関連部会に新規作業提案を提出するチリの意向を確認

(以上)